

会

議

午前10時 0分開議

議長（増田 清君） おはようございます。

出席議員が定足数に達しておりますので、会議は成立しました。

直ちに本日の会議を開きます。

議第50号の上程・説明・質疑・討論・採決

議長（増田 清君） 日程により、議第50号 下田市固定資産評価審査委員会委員の選出についてを議題といたします。

当局の説明を求めます。

番外。

副市長（渡辺 優君） それでは、議第50号につきましてご説明を申し上げます。

本案は、固定資産評価審査委員会委員の選任に関する件でございます。地方税法第423条第3項の規定によりまして議会の同意を求めます。

この地方税法の規定は、固定資産審査委員会の委員は当該市町村の住民、市町村民税の納税義務のある者又は固定資産の評価について学識経験を有する者のうちから議会の同意を得て市町村長が選任するというものでございます。

本市の固定資産評価審査委員会の委員の選任につきましては、慣例によりまして旧下田地区と朝日地区、稲梓地区と稲生沢地区、白浜地区と浜崎地区の3区に分けて、それぞれの地区より1名ずつ計3名の方に委員としてお願いをしております。このうち、現在浜崎・白浜地区より選任をされております鈴木治夫委員が、この9月28日で任期満了となりますので、新たに委員の選任をお願いするというものでございます。

今回選任の同意をお願いしたい寺川悦男さんは、昭和21年6月18日生まれの現在62歳で、住所は下田市柿崎7番9号でございます。寺川さんは元静岡県の職員でございまして、平成15年3月、静岡県伊豆行政センター振興商工課長を最後に退職され現在に至っておりますが、この間、平成3年4月より2年間下田財務事務所におきまして建物の評価、土木事務所におきましては用地交渉などを担当、固定資産の評価につきまして数多くの経験を積んでいる方でございます。

以上のとおり、固定資産評価審査委員会委員といたしまして適任者でございますので、

ぜひとも皆様のご同意がいただけますよう、よろしくご審議のほどお願いを申し上げます。

議長（増田 清君） 当局の説明が終わりました。

本案に対する質疑を許します。

質疑はございませんか。

〔発言する者なし〕

議長（増田 清君） 質疑はないものと認めます。

お諮りいたします。

本案は委員会に付託することを省略したいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（増田 清君） ご異議はないものと認めます。

よって、委員会付託を省略することに決定をいたしました。

これより討論、採決を行います。

まず、反対意見の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（増田 清君） 討論はないものと認めます。

採決いたします。本案は原案どおり、同意することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（増田 清君） ご異議はないものと認めます。

よって、議第50号 下田市固定資産評価審査委員会委員の選任については、原案のとおり同意することに決定をいたしました。

議第51号の上程・説明・質疑・討論・採決

議長（増田 清君） 日程により、議第51号 静岡縣市町総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び規約変更についてを議題といたします。

当局の説明を求めます。

番外。

総務課長（糸賀秀穂君） それでは、議第51号 静岡縣市町総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び規約変更についてをご説明申し上げます。

お手数ですが、議案件名簿の18ページ、19ページをお開きください。

18ページは議案のかがみでございますが、静岡縣市町総合事務組合を組織する地方公共団

体の数の減少及び規約変更について。

地方自治法第286条第1項の規定により、市町総合事務組合が組合構成団体の数の増減、規約変更について、当該組合構成団体と協議するに当たり、地方自治法第290条の規定により、あらかじめ当該組合を構成している地方公共団体の議会の議決を求めるところでございます。今回市町の合併その他の理由により、静岡県市町総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少とあわせて別紙19ページの内容のとおり規約を変更させていただいております。

具体的には、平成20年10月31日をもって静岡県市町総合事務組合から富士川町、由比町、大井川町、庵原郡環境衛生組合及び庵原地区消防組合が脱退するとともに、養護老人ホームとよおかが平成20年度から指定管理者制度を導入したことに伴い、組合専任職員が不在となったため、組合規約第3条第1号の共同処理事務から養護老人ホームとよおか管理組合が脱退し、さらに、平成20年12月31日をもって静岡県市町総合事務組合から岡部町が脱退するものとし、これらとあわせて静岡県市町総合事務組合規約について所要の変更を行うものでございます。

提案理由は、市町合併等に伴い静岡県市町総合事務組合構成団体の一部が脱退するものとし、これらとあわせて同組合規約の所要の変更を行うものでございます。

ご承知のとおり、市町総合事務組合は昭和37年に一部事務組合の市町村職員退職手当組合と発足しまして、組合構成団体に対する退職手当の支給に関する事務を共同処理してまいりました。平成18年4月からは非常勤職員公務災害補償組合を統合するとともに、組合の名称を静岡県市町総合事務組合に変更して今日に至っております。

今回の議案は、先ほどご説明申し上げましたように、市町合併により本年10月31日をもって富士川町が富士市と、由比町が静岡市と、大井川町が焼津市と合併し、またこの合併に伴い庵原郡環境衛生組合及び庵原地区消防組合が解散となり、加えて本年12月31日をもって岡部町が藤枝市と合併することにより、いずれも市町総合事務組合から脱退すること、さらに本年度から養護老人ホームとよおかが指定管理者制度を導入し、専任職員が不在となり、用養護老人ホームとよおか管理組合の退職手当事務が不用になるため、本年10月31日をもって市町総合事務組合の退職手当事務から同管理組合が脱退することになり、以上の理由により、組合規約に所要の変更を行うものでございます。

変更の内容は、別紙19ページのとおりでございますが、変更後の規約の施行時期が異なることから、規約の変更議案は2条立てとなっております。

詳細な説明は条例改正関係等説明資料により説明させていただきますので、お手数ですが説明資料の11ページから16ページをお開き願います。

見開き左側のページは変更前、右側ページは変更後で、アンダーラインを引いてある箇所は今回変更させていただくところでございます。

まず、規約の一部変更の第1条でございますが、組合構成団体を列挙した別表第1（第2条関係）及び組合で共同処理する事務を列挙した別表第2（第3条関係）中、「、富士川町、由比町」、「、大井川町」及び「、庵原郡環境衛生組合、庵原地区消防組合」を削り、また別表第2（第3条関係）の第3条第1号に関する事務、これは組合構成団体職員の退職手当の支給等に関する事務でございますが、この表から「、養護老人ホームとよおか管理組合」を削るものです。

規約の一部変更の第2条は、本年12月31日をもって岡部町が藤枝市と合併することに伴い、岡部町が市町総合事務組合から脱退するため、別表第1（第2条関係）及び別表第2（第3条関係）から「岡部町」を削るものです。

それでは、議案に戻っていただきまして、18ページの附則でございますが、施行期日につきまして、この規約は、平成20年11月1日から施行する。ただし、岡部町の脱退に関連した第2条の規定は、平成21年1月1日から施行するというものでございます。

以上、大変雑駁ですが、議第51号 静岡県市町総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び規約変更についての説明を終わらせていただきます。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

議長（増田 清君） 当局の説明が終わりました。

本案に対する質疑を許します。

ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（増田 清君） 質疑がないものと認めます。

お諮りいたします。

本案は委員会に付託することを省略したいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（増田 清君） ご異議はないものと認めます。

よって、委員会付託を省略することに決定いたしました。

これより討論、採決を行います。

まず、反対意見の発言を許します。

〔発言する者なし〕

議長（増田 清君） 討論はないものと認めます。

採決いたします。本案は原案のとおり、可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（増田 清君） ご異議はないものと認めます。

よって、議第51号 静岡県市町総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び規約変更については、原案のとおり可決することに決定をいたしました。

議第52号及び議第53号の上程・説明・質疑・委員会付託

議長（増田 清君） 日程により、議第52号 下田市ふるさと応援寄附条例の制定について、議第53号 下田市ふるさと応援基金条例の制定について、以上の2件を一括議第といたします。

当局の説明を求めます。

番外。

企画財政課長（土屋徳幸君） それでは、議第52号 下田市ふるさと応援寄附条例の制定について及び議第53号 下田市ふるさと応援基金条例の制定についてを一括してご説明申し上げます。

議案件名簿の20ページをお開きいただきたいと思います。

まず、議第52号 下田市ふるさと応援寄附条例の制定についてであります。下田市ふるさと応援寄附条例を別紙のとおり制定するものとするというもので、提案理由といたしましては、個人住民税の寄附金税制拡充に伴い、個人からの寄附金の管理、運用の透明化を図るためであります。

続いて、21ページをお開きください。

条例の内容についてご説明いたします。

第1条（目的）ですが、下田市を愛し応援しようとする個人からの当市への寄附金、以下、ふるさと応援寄附金とありますが、この寄附金の管理、充当事業等を定め、当該寄附金の運用の透明化を図り、多様な人々の参加による魅力ある個性豊かなまちづくりに活用するというものであります。

第2条（寄附対象事業）は、第1条の目的のため寄せられた寄附金を財源として実施する

事業を掲げたもので、第1号から第6号までのそれぞれの事業は、次条の第3条寄附金の管理運用の第1号から第6号までのそれぞれの既存の基金の目的を達成する事業の財源として活用するというもので、第7号の前各号に掲げるもののほか、町がふるさと応援寄附金の充当が必要と認める事業とは、その寄附の目的が特にその人を限定しない場合、市長が充当が必要と認める事業に活用できるというものであります。

第3条（寄附金の管理運用）は、寄せられた寄附金の管理及びその運用を基金で行うというもので、第2条で申し上げたとおり、第1号から第6号までの既存の基金の目的に該当する寄附金はそれぞれの基金で管理運用するというもので、第7号の前条第7号の事業については、後ほど議第53号でご説明いたしますが、下田市ふるさと応援基金により管理運用するというものであります。

続いて、22ページであります。第4条（寄附対象事業の指定）は、寄附を行おうとする個人に対し、寄附金の使途を指定するように規定したものであります。

第5条（適用除外）は、条例の適用除外規定であり、法人や団体等による個人以外のものからの寄附金は、本条例の適用外であるというものであります。

第6条（運用状況の公表）は、毎年1回、第3条に掲げた基金の運用状況の公表を義務づけ、基金管理の透明性を担保するというものであります。

第7条（委任）は、この条例に定めのない施行に関する事項は、市長に委任するというものであります。

附則であります。この条例は、公布の日から施行するというものであります。

以上で、議第52号 下田市ふるさと応援寄附条例の制定についての説明を終わらせていただきます。

続きまして、議第53号 下田市ふるさと応援基金条例の制定についてご説明申し上げます。

議案件名簿の23ページをお開きください。

下田市ふるさと応援基金条例を別紙のとおり制定するものというもので、提案理由といたしましては、下田市ふるさと応援寄附条例の規定に基づき、既存の基金以外の寄附金を管理するためであります。

続いて、24ページをお開きください。

条例の内容についてご説明いたします。

第1条（設置）ですが、この基金設置の趣旨及び目的を定めており、下田市ふるさと応援寄附条例の第2条第7号に掲げる事業に要する経費に充てるため設置するというものであり

ます。

第2条（積立て）は、基金として積み立てる額は、予算に定めるものとしたものでございます。

第3条（管理）は、基金の管理方法に関する規定で、最も確実かつ有利な方法により管理するものとしております。

第4条（運用益金の処理）は、基金の運用から生ずる預金利子等の運用益金の処理について、基金に積み立てることとしたものであります。

第5条（処分）は、基金の処分に関する規定で、第1条に掲げる目的を達成するための必要な経費の財源に充てる場合にのみ処分できることとしております。

第6条（委任）は、この条例に定めのない基金に関する事項について、市長に委任することを定めたものであります。

附則でございますが、この条例は、公布の日から施行するというものであります。

以上で、議第52号 下田市ふるさと応援寄附条例の制定について及び議第53号 下田市ふるさと応援基金条例の制定についての説明を終わらせていただきます。よろしくご審議のほどお願いいたします。

議長（増田 清君） 当局の説明が終わりました。

これより各議案ごとに質疑を行います。

まず、議第52号 下田市ふるさと応援寄附条例の制定についてに対する質疑を許します。

質疑ございませんか。

5番。

5番（鈴木 敬君） これの第1条ですよね。応援しようとする個人から寄せられる寄附金となっていますけれども、これは個人に限定されるものなのか、例えば企業あるいは例えば同窓会やって金が余ったからみんなで何年同窓会一同で寄附しようとかいうふうな形での、そういう任意の組織とか団体、そういうふうな形での寄附というのは、これはどういうふうになるのか、そこら辺のところをまず1点、あくまでも個人に限定されちゃうものなのかどうなのかという点を1点お聞きします。それをお願いします。

議長（増田 清君） 番外。

企画財政課長（土屋徳幸君） そもそも今回のいわゆる寄附金税制の関係に伴って制定されたものですので、前回議会のときにふるさと税制のお話があったと思うんですが、あくまでもこれは個人の税制体に対応するものでございますので、それに沿った条例ということです。

ので、当然個人以外には適用にならないということでございます。

議長（増田 清君） 5 番。

5 番（鈴木 敬君） これはふるさと納税に対応する、その受け皿として下田市が寄附条例、基金条例をつくったということですね。これ基金条例とも関連するかもわかりませんが、もう一点は、寄附を受けますよね。受けてまず窓口になるのは、その寄附の窓口がどこなのか、いいです、これは基金のほうでまた改めてお聞きします。

議長（増田 清君） 番外。

企画財政課長（土屋徳幸君） 基本的にはただいま申し上げたとおり、第 2 条もしくは第 3 条で、基本的な管理運営の方法については各それぞれの既存の基金でまず 1 号から 6 号については対応するものでございますので、既存の基金の部分については、既存のそれぞれの対応している基金を管理している担当課のほうで対応するというところでございます。

第 7 号の関係については、これは総務もしくは企画財政というような形になるかと思いますが、それについては担当窓口はそれなりにまた今後検討していきたいと、そのように考えております。

議長（増田 清君） 5 番。

5 番（鈴木 敬君） すみません、関連して質問します。

ですから、まず基金を受けたときに振り分けるわけですよね、1 号から 6 号まで振り分けえるわけですか、これは来た寄附を。振り分けるということは、これは指定寄附ということなんですか。こういうふうな形で使ってくださいというふうに寄附が来たときに、それを振り分けるということなんですか。一般的に、寄附をお願いするという指定寄附がないときには第 7 条のほうの市長のほうの裁量のほうのところに入るということなんですか。それはまずそれでは、寄附を振り分ける、普通ふるさと納税のあれからいっても、こういうふうな形で使ってくださいというふうなのよりは、このまちのために使ってくださいというふうで大枠で来ていると思うんですよね。その振り分けがどのような形で十分できるのかどうなのか、そこら辺のところをちょっと、第 2 条の 1 号から 6 号までと 7 号との関係です。そこら辺もうちょっと詳しくお聞かせください。

議長（増田 清君） 番外。

企画財政課長（土屋徳幸君） 今の寄附者の意向については、この条例の第 4 条を見ていただければわかると思うんですが、寄附対象事業の指定をしてくださいよと、寄附する方が第 2 条の各号に掲げるものの中から、どの事業にこの寄附を使ってくださいよという指定をし

ていただくように申込書になっているわけです。この第4条の規定によって申込者はこの事業に適用してくださいよと、使ってくださいよというふうに意思表示をするわけです。場合によっては、今議員がおっしゃるように、どの事業でも結構ですと、簡単にいうと市にお任せ、もしくは市長にお任せしますよというような方も、要するに何でもかんでも結構です、ふるさとのために使ってくださいというようなこともあろうかと思しますので、それらについては第7号で対応するという意味合いのものでございます。

議長（増田 清君） 5番。

5番（鈴木 敬君） ということは、その寄附するときには所定の指定の用紙とともにということですか。一般的に何とか町にあてて個人でお金を為替でも何でも振替でも何でもとかそういうので送るということではなくして、一々指定の用紙で送るという、その場合の、そうすると送り先というのはこれは口座を新たに設けるわけですか、それとも今までの市の何かの口座に振り込んでもらうというような形をとるんですか。

議長（増田 清君） 番外。

企画財政課長（土屋徳幸君） 従来の寄附金も寄附採納願ということでの取り扱いでしているんですね。寄附採納願ということでの取り扱いをしているんです。要するに寄附をするには、ここでいうと寄附を申し込む形になっているんですね。ですから、当然今回の寄附もそれに準じて寄附の申込書というものがあまして、その申込書の中に第1号から7号までの各事業のどれに該当しますかという記載をするようになっているんですね。と予定しております。そういう規則をつくる予定でいますけれども、そういう形で通常の今までと同じように寄附者の意向を反映するような形での受け付けになるということでございます。

なおかつ、それぞれ受けたものについては第1号から第6号の事業にそれぞれ該当するものについては、従来の基金のところでは管理をするというものでございます。

議長（増田 清君） ほかに質疑ございませんか。

1番。

1番（沢登英信君） この52号のふるさと応援寄附条例の制定は、ふるさと納税制度ができたためにこれを設けて運用の透明化を図っていかうと、こういうことかと思うんですが、ふるさと納税そのものについてどのような見解をお持ちなのか、まずお尋ねをしたいと。そして、具体的には先日この長先生が公立病院のお話があったときに、自らの税金を何に使っていいのか指定することができる。5,000円の足切りはあるけれども、こういう質問が出たかと、話があったかと思うわけです。結局下田市民が下田市に寄附をすると翌年市民税が減免

がされるかと、下田市以外の人たちだけではなくて、下田市民がこの制度に従って寄附をしたというようなときにどうなるのかと、こういう矛盾が出てきはしないかと思うわけですが、
れども。

それからもう一つ、この条例の目的は、寄附をしてくださる寄附金を多くいただこうと、
こういう意図が基本的にはあると、なかなか市税、市民税だけでは立ち行かないので、都会
に出て行った方々からのふるさとへの寄附をしていただこうと、しやすくしようと、これが
目的だろうと思うわけです。そうしますと、この基金条例をつくるだけではなくて、かつて
リメンバー下田ですか、ふるさとの様子を外に出た方々にお伝えをするというような事業を
やっていたと思うんですけれども、そういうものと、そういう事業と都会へ出ている下田市
出身者あるいは下田に関係するような方々との結びつきを強めていくということが当然必要
だろうと思うわけです。この条例をつくれればそれで済むのかということにはならないと思う
んですけれども、そこら辺の計画や議論がどのようにされているのか、あわせて2点お尋ね
をしたいと思います。

議長（増田 清君） 番外。

企画財政課長（土屋徳幸君） まず、この基金の目的といいますか、ふるさと納税制度の部
分についての考え方ということでございますが、議員も既にご案内のとおりでございますが、
このふるさと納税の地方税制改正の目的にも沿ったものでございますが、今議員がおっしゃ
るように、いわゆる自分の個々のそれぞれの個人が税の用途目的を直接意思を反映させたい
というような部分が当然あるかと思うんです。ですから、自分の税をこの事業に使う
ほしいよという形で税にかわって寄附をするよという形の中での成り立ちだと私も理解して
おります。

そういう形の中で、先ほど申し上げたとおり目的というところでございますが、下田市を
愛し応援しようとする個人からの当市への寄附金、いわゆるふるさと応援寄附金を今回この
ような形で条例を制定し、受け皿としてつくったというものでございます。そういった意味
では、直接的に市民の意思を市の行政に反映させたいというものの目的ということに私も理
解しているところでございます。

それから、今後のこの寄附金のありようについて、従前にあったような形での対外的なP
Rといいますか、そういった方法は考えておるのかということでございますが、当然この条
例、また基金条例等も成立した後は、既に今現在は準備を進めておりますが、対外的には
ホームページ等によってPRをし、広く寄附を仰ぐような形での体制を整えていきたいと、

このように考えております。

議長（増田 清君） 1番。

1番（沢登英信君） ちょっと関連で確認ですけれども、そうしますとこれは下田市民が下田に在住している市民がこの制度にのっとって寄附をするというようなことも宣伝をしていくという、そういう考えですか。本来持っている住民がこれに使ってくれというようなことで大きくこれが進んでいくと、逆な意味で混乱が起きやしないかというような心配をしているわけですけれども、市長の持っている予算執行権等々がどうなるのかというような矛盾が出てきはしないかというぐあいには思いますが、その点はいかがでしょう。

議長（増田 清君） 番外。

企画財政課長（土屋徳幸君） 前回の議会でも議論をされたところでございますが、今回のいわゆるふるさと納税制度につきましては、市外在住とか市内住民とかという区別はございませんので、市内在住の方でも寄附金としての取り扱い是可以するというので、私は理解しております。

議長（増田 清君） ほかにございませんか。

3番。

3番（伊藤英雄君） 何かちょっとつまらないような質問で申しわけないんですけども、表題が下田市ふるさと応援寄附条例の制定についてということで見させてもらって、この事案件名簿を見て条例に行くんですけども、最後のところで条例の名前が下田市ふるさと応援基金条例になっているんですよ。だから、頭52号のところのこの名簿を見ると応援条例なんだよ、ふるさと応援寄附条例、ところが条例の名前はふるさと応援基金条例なんだよね。正しくはどちらかな。ふるさと応援寄附条例なのか、ふるさと応援基金条例なのか、いずれが正しいのか。

議長（増田 清君） 番外。

企画財政課長（土屋徳幸君） 申しわけございません。議第52号と議第53号、別なものでございまして、議第53号のふるさと応援基金条例というものを定めた根拠というのがいわゆる議第52号でいう寄附条例の中で、その他用途を特定しない寄附を管理するための基金として、第7号の基金として今回新たにこの基金をつくらせていただいたということで、非常に名称が似通った形でちょっと見にくい形でございますが、そのようにご理解いただきたいと思っております。

議長（増田 清君） ほかに質疑ありませんか。

10番。

10番（大黒孝行君） 各寄附がそれぞれの今ある現状の基金に振り分けられると、その点におきまして、例えば緑の基金等に使える環境対策の問題で、これは果たしてそのまま寄附をいただける方の意思が尊重されるような使い方が、この今の下田市行政の中のスタッフで考えられるのかいなと。それでなくてもあの基金を何となくわけわからない使い方をそれぞれ取り崩してやったという過去の、当局はわけわからなくない、わけわかっていると、これは趣旨に合っているという考えでやっておりますが、その辺の取り組みは。例えば1億も集まった、慌てて何に使いましょうという話になった場合に、どのようなシミュレーションをされるのか、その辺をもし検討されたことがあればお聞かせください。

議長（増田 清君） 番外。

企画財政課長（土屋徳幸君） 申しわけございません。ちょっとあれですけども、要するに第7号の関係でしょうか。要するに市に用途をお任せしますよと……

〔発言する者あり〕

企画財政課長（土屋徳幸君） 6号の例えば緑の基金ですね。要するにそれぞれの第1号から第6号の基金にはそれぞれの目的がございますね。例えば下田市ほのぼの福祉基金条例についていえば、第1条の設置目的の中で、社会福祉事業の充実を図るためというようにうたっております。それから、下田市教育振興基金には教育の振興を図るためと、いろいろその基金の目的がうたっております。

したがって、先ほども申し上げたとおり、寄附の申込書の中には第1号から第7号のどれに該当しますかということで、第4条で指定するようになっています、先ほど申し上げたとおり。その寄附者が指定するに当たって、この申込書の第1号から第6号のどれに該当するか、私はこういうもので活用を願いたいよというものが当然示されると思いますので、そこで担当がこれはこの基金で目的に合致しますねと。じゃこれでいきましょうかという形での区分けをするということでございます。

議長（増田 清君） 10番。

10番（大黒孝行君） それは説明等々で聞きまして、その先の対応策というものがとられる体制に今シミュレーションなり当局のほうでね、企画財政の部分であろうかと思えますけれども、そういう議論がなされ、これが1億もたまったらどういう使い方をするだということを常々考えていくような末の設定とか、そういうものを組織的なあれができていますのかどうかということです。

議長（増田 清君） 番外。

企画財政課長（土屋徳幸君） 申しわけありません、一応そういう形で受け付けまして、確かに議員がおっしゃるとおりそれぞれの今申し上げたとおり、それぞれの従前の基金、第1号から第6号までの基金についてふるさと納税分として別の管理をしています。ですから従来の、例えばほのぼの福祉基金に個人以外で入ったものとふるさと納税で個人で寄附されたものとは同じ基金の中でも別立てで管理はさせていただきます。そうしないとごちゃごちゃになりますので、そういう形の中で、実際に例えばの話が1万円、2万円という形で少額の寄附が来たときには、当然具体的な予算対応ということの支出がなかなか事業費として組み入れるほどの金額にまだ至っていないということになれば、ある程度金額がたまるまで基金管理をさせていただいて、それぞれの一致した目的に使えるような状況になったときに、その処分をさせていただいて活用させていただくと。その結果については先ほど条例の中にもございますとおり、逐一公表していくと、年1回ですか、公表してこの基金についてはこれだけあって、これをこのような事業に使わせていただきましたというような公表をしていくと、そういう形で考えております。

議長（増田 清君） 10番。

10番（大黒孝行君） 最後です。この基金の目的とあれがちょっと税制的な面で地方と都市圏の格差の是正等と、またその応援ということで一つにはあろうかと思えます。そこで、こういう条例でこういう呼びかけをして、漠然と待つよりも多少はその中にいろんなアクセントとなるこういうことに使用したいとか、各項目において。例えば南豆製氷保存のためにぜひとか、下田城のあれに……

〔「例が悪い」と呼ぶ者あり〕

10番（大黒孝行君） 例が悪いけれども、そういうこともあろうかと思えます。そういうアクセントのある呼びかけで呼びかけて、興味をつなぐという方法が僕らもある程度必要だと思います。それで、図書館も古いと、図書館は古いからどうしても下田のすばらしい資料を皆に見ていただきたいから、図書室じゃいかんから図書館としての体をなすちゃんと車も何台もとめられてゆっくりと読書のできるような、研究のできるような場所というものをつくりたいと、そういう思いでつくる、呼びかける、このことを私は大変アクセントが強いと思いますよ。

だから今聞いた二本立てという部分がどういう条例の中で、基金の中で扱われるかわからんけれども、けれどもだ、1万、2万の想定しかしていないとしたらね、それは集める意志

がないということなんです。呼びかけが弱いということなんです。1億、よしこれで1億あれしてね、図書館をつくる、下田城の復元をやりと、そういうような呼びかけと発想をしていって、誇れるようなものをつくっていただかないと、ただたんまりためてさ、2億7,000万もためるような政策のないものを送ってもらってもちょっと、あんたたちでは困るんじゃないかと思って、苦慮しますもので、その辺はどうですか。

議長（増田 清君） 番外。

企画財政課長（土屋徳幸君） 確かに議員おっしゃるとおり億単位で寄附をしていただけるような方がいらっしゃれば、非常に我々も助かるところでございますが、そういった意味ではこの税制改正の本旨が、いわゆる個人のそれぞれの思いを行政に少しでも反映させたらどうかというような思いも一方ではあると思うんですよ。したがって、少しでも少額でも下田市のために役立てたいという方々の一方では受け皿になっているのかなと。当然大きな大口があればそれにこしたことはございません。

〔発言する者あり〕

企画財政課長（土屋徳幸君） 広くPRするのは当然でございまして、そういう形での活動は今後していきたいというふうに思っています。

またあわせて、確かに一番論点になりますのは、1号から6号までの各目的はわかるよと、しかし、それ以外のものでもとりあえず自分としての思いはあるよという方もいらっしゃると思うんですね。それについてはまた申込所のほうでちょっとコメントを入れていただくこともありますけれども、基本的にはわかりましたと、意向はわかりましたけれども、一応市長にお任せくださいという形で7号ということを設定したということでございます。

議長（増田 清君） ほかに質疑ありませんか。

〔発言する者なし〕

議長（増田 清君） これをもって質疑を終わります。

ただいま議題となっております議第52号議案は、総務文教委員会に付託をいたします。

次に、議第53号 下田市ふるさと応援基金条例の制定についてに対する質疑を許します。

質疑ございませんか。

〔発言する者なし〕

議長（増田 清君） 質疑がないものと認めます。

ただいま議題となっております議第53号議案は、総務文教委員会に付託いたします。

議第54号の上程・説明・質疑・委員会付託

議長（増田 清君） 次は、日程により、議第54号 下田市附属機関設置条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

当局の説明を求めます。

番外。

学校教育課長（名高義彦君） それでは、議第54号 下田市附属機関設置条例の一部を改正する条例の制定についてご説明を申し上げます。

まず、議案件名簿の25ページをお開きいただきたいと思います。

今回本条例の提案理由といたしましては、下田市立学校統合準備委員会を設置するためのものがございます。

次に、お手元に配付してございます条例改正関係等説明資料によりご説明をさせていただきますので、資料の17ページ、18ページをお開きいただきたいと思います。

今回の改正につきましては、別表の附属機関の属する執行機関、教育委員会に附属機関としまして「下田市立学校統合準備委員会」並びに担任する事務といたしまして「学校統合に関する事項について調査審議し、教育委員会に答申する事務」を加えるというものでございます。

大変恐れ入りますが議案件名簿の26ページにお戻りいただきたいと思います。

附則でございますが、本条例は、公布の日から施行とさせていただきますというものでございます。

簡単ではございますけれども、以上で、議第54号 下田市附属機関設置条例の一部を改正する条例についての説明を終わらせていただきます。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

議長（増田 清君） 当局の説明は終わりました。

本案に対する質疑を許します。

2番。

2番（藤井六一君） 二、三点お伺いしたいと思います。

まず、この条例を改正することによってできる機関なんですが、これは統合に関する一般的な準備事項について調査審議する機関なのか、稲生沢と稲梓の中学校を統合するための準備委員会なのか、その辺まず1点、はっきりさせていただきたいと思います。

それから、これからつくられる規則の内容ですね。それはまだ案はできていないんでしょ

うか。というのは、どんな目的なのか、何をしようとしているのか、その辺のことがちょっとこれだけですとわかりにくいので、そういう規則案がありましたら提示していただきたい。

それから、既に案と申しますか、できていますよね。今まで説明会のときに示されてきました4つの部会、5つの部会ですか、等をつくってどうのこうのというようなものを、そして何かこれがわかりにくいんですけども、もちろんこの条例改正する前に準備会をやるなんていうことは当然なかったことだと思うんですけども、あったのかないのかははっきりしないような資料が多過ぎるんですよね。既にこの会合を開いたのか開かないのか。その前に検討委員会、検討会ですか、をやったのかやっていないのか。この案の中にもう統合する学校の名前まで教育委員会の案として出ていますよね。ちょっと何かちぐはぐというか、先走り過ぎているというか。

それから、その委員の名前も個人名まで出ておりますね。委員会の案として充て職でこういう肩書の方をお願いするというのであればまだしも、もう個人名まで公表されている、発表されている。何かちょっと既にどこまでどのような形で進んだのかがはっきりしていませんけれども、その辺、説明できたらお願いしたいと思います。まずそれだけ。

議長（増田 清君） 番外。

学校教育課長（名高義彦君） それでは、3つほどご質問があったかと思えます。

統合に関する一般的なものなのか、それともこの稲生沢中、稲梓中の統合に関する特定のものなのかというようなことですが、これは当然一般的なものということで、再編整備審議会委員の答申というものがこれからほかの再編について、もし出てくるといったことがあれば、この統合準備委員会にまたお願いするようなことになるというようなことで、今回の稲梓中と稲生沢中の統合に向けて特定の案件をやるだけの委員会ではございません。

そして、規則の内容でございますが、これは規則の案というものを検討しております、まず1条で目的、2条で所掌事項、そして3条で組織、そして4条で委員の任期とか、そういうようなものを制定させていただく予定であります。

そして、既に準備委員会あるいは準備委員会に向けての検討会をやったのかというようなことですが、これにつきましては、準備委員会は当然まだ議決いただいていないわけですので開けません。しかしながら、準備委員会ができたならばこういうことをやっていきたいという、そういうことで検討会を何回か学校関係者、そして教育委員会事務局と持たせていただいております。そして、今議員のお手元にある資料には、確かに個人名等が入っております。これはこういう委員さんで充て職でお願いしたいというようなことで、既に今わ

かっている方について名前を入れたものをつくったという、そういうものを皆さんにこういう方々をお願いしたいということで説明会のときに資料として配付させていただいたということで、まだ委員として決まっているということではございませんもので、その辺をご了解いただきたいと思います。

以上です。

議長（増田 清君） 2番。

2番（藤井六一君） 一般的なマニュアルというか、一般的な事柄について調査審議していく機関だということであるならば、それはそれで結構なことだと思うんです。でも、一般的なそういうものをつくると言っておきながら、学校統合準備委員会のこの案を見ますと、どうしてこの稲生沢と稲梓の学校の関係者だけが委員になっているんですか。これはおかしいじゃないですか。この2校の関係者だけで下田市全体のことをやるんですか、これからも。今回はこの学校2校の統合のためにこれをやろうということで、この委員さん方が出ているんじゃないですか。それで、既に学校に校名まで下田北中学という名前まで教育委員会の試案として載っているでしょう。試案というか、こうやって出てくればそのとおりになっちゃいますよね。こんなにしちゃって、東中もあるから今度は……

〔発言する者あり〕

議長（増田 清君） ご静粛に。

2番（藤井六一君） ということは、すべてがこの2校の統合という形で進んでいるんですよ。その中でこの附属機関の議案が出てきたわけですよ。これはですから、なぜ今こういう議案が出るのかなと、ちょっと不思議に思ったんですけれども、不思議でも何でもないですよ。一つの過程、ルールの上に乗った作業なんです。

そこで、この2校の統合ということを目的にした、はっきり言いますけれども、この準備委員会というものをもしこの議会で議決したならば、もうこの学校の統合を議会が認めたことになるわけですよ。来年6月ですか、これが出てくるのは。ですから、非常におかしなことを今ここで求められているわけなんですけれども、この議会として。その辺についての教育委員会としてのお考えはいかがでしょうか。

議長（増田 清君） 番外。

学校教育課長（名高義彦君） すみません、最初の一般的なものと言いましたのは、ちょっと私の説明が足りなかったのか、これにつきましては、一般的というのは再編整備審議会の中で出た結論を再編整備審議会が現在答申が出ているわけなんです、その中のものについ

て準備をすすめるための委員会をつくるという意味で、そういう意味で一般というふうに言ったものでございまして、再編整備審議会と同様の内容のことを、統合準備委員会の中でことどこを統合していこうというようなことをやるということではございません。ですので、一般的と申し上げましたのは、再編整備審議会の答申を受けての内容を進めていくために、どういうふうにしていくのかというようなことを審議していただく準備委員会でございます。もし今回認められれば、現在再編整備審議会に出ております答申に基づいて、稲梓中と稲生沢中の統合のための検討を進めていく。どういうふうに進めていったらいいのかどうか、そういうようなことを審議するというものでございますもので、ちょっと一般的という意味合いを、大変申しわけございません、言葉が不足していたのかもしれませんが。

そして、下田北中という名前ということなのですが、どこでお耳にしたかわかりませんが、私どもとすれば下田北中というような名前を出したこともございません。

そして、来年にその学校設置の条例を出す予定にしているのかというようなことですが、現在のところではこの統合準備委員会に早急に方向性を決めていただいて、それを教育委員会で慎重に審議していただいて、教育委員会として決定をしていただいたものが、またこの議会に学校設置の条例の一部改正というようなことで審議していただくというようなことになりますので、我々とすれば来年の6月議会に向けて準備していきたいと、そのように現在は考えております。

以上です。

議長（増田 清君） 2番。

2番（藤井六一君） 何か非常に苦しい答弁をされておるようですけれども、一般的ということであるならば、この案として出ている構成委員ということで名前が出ています。これは全部白紙ですよ、そうしますと。白紙になりますね、当然。

それから、下田北中を出した覚えがないということ、この紙はどこから出たんですか。教育課程部会、生徒指導部会におけるタイムスケジュール、その中で予想される方針、学校名1、2、3、4とあって、下田北中を市教委が提示とちゃんと書いてあるんです。これは僕だけ印刷してくれたわけじゃないでしょう、これは。これは何人かの人に渡っていますよ、この紙は。公表されたものですよ。

ですから、すべてがその方向に向かって稲梓と稲生沢の中学統合ということで、この附属機関の今案件が出てきているわけなんです。議会としてこれは非常に困ると思うんですよ、はっきりいって。私は少なくとも困ります、ほかの議員さんはわかりませんけれども、私は

少なくとも困ります。ここで議会の意思を決めるということは邪道ですよ、これは。そう思います。

ですから、どうでしょう、これはもう一度教育委員会の中で検討して考え直す必要があるんじゃないでしょうか。最後、それをお伺いします。

議長（増田 清君） 番外。

学校教育課長（名高義彦君） 大変申しわけございません。確かにお配りした中に、そのような記載がございました。ちょっと私も見過ごしておりました。しかしながら、これにつきましては、あくまでも予想される方針として、こういう方向性で行きたいというようなことで、これは具体例じゃなくてこういう案も出てくるのだろうというようなことで挙げているのでございまして、あくまでもやはり校名等を検討していただくのは統合準備委員会でありまして、そして、そこで統合準備委員会でまとめた意見を承認するのは教育委員会でございますので、これはあくまでも例としてここに載ったというようにご理解いただきたいというふうに思います。

議長（増田 清君） ほかに質疑ありませんか。

教育長、答弁をお願いします。

教育長（野田光男君） それでは、今上程されている内容についての考え方ということでございますけれども、教育委員会としましては再編整備審議会の答申を受けて、その方向を承認をして、その方向で進めていきたいと、こういう思いがあるわけでございます。私たちは現時点で教育委員会が最初に決定をしたというような、そういう認識はもちろん持っておりませんので、最終的には議会の皆さんのご承認をいただくということが最終必要になるかなと、このように思うわけですね。ただその時点で、それでは具体的にどのような構想を持っているのか、これについては最終的にはその提示をさせていただく、こういう必要が当然出てくるものと思います。

したがって、今回この統合準備委員会をお願いをするという点につきましては、どのような学校をつくっていったらいいのか、そのたたき台をつくっていただく、そのための準備委員会であると、このように認識をしております。そういう意味で、今回この統合準備委員会、これをお願いをしていると、このように理解いただければ大変ありがたいなと、このように思います。

以上でございます。

議長（増田 清君） 11番、質問をお願いします。

11番(土屋誠司君) 今の話も聞いていますと、まず統合準備委員会というのは、これを認めるということはね、もう統合オーケーを出したと同じことなんです。大体この統合準備委員会で学校統合に関する調査審議し、教育委員会に答申する事務とありますけれども、このとおりだとしたら、まずその原案を教育委員会がつくってそれを学校統合準備委員会の審議会に答申すればいいけれども、その中身をつくるというのはおかしいと思うんですよ。教育委員会がやるべきことをやらないで、その下請に出して、そこから上がってきて今度はそれを、この前の再編審議会もそうだったけれども、尊重してそのまま承認ですよ。教育委員会の意見を言う機会なし。またそれと同じことになるんじゃないですか。

ですから、この統合準備委員会じゃなくて、もしこういうこと内容を検討するんであるなら、まず教育委員会の原案をつくってそれがいいか悪いかを審議してもらうのが審議会だと思うんですよ。ですから、この委員会はなくてもいいんじゃないかと思います。

議長(増田 清君) 質問者をお願い申し上げます。

ここで10分間休憩したいと思いますけれども、よろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

議長(増田 清君) じゃ、ここで10分間休憩いたします。

午前10時58分休憩

午前11時 8分再開

議長(増田 清君) 休憩を閉じ会議を再開いたします。

休憩前に引き続き、議第54号の質疑を続けます。

当局の答弁を求めます。

番外。

学校教育課長(名高義彦君) 今土屋議員からご指摘いただいたわけなんです、教育委員会が原案をつくって、それを検討していただいたらどうか、そういうお考えもあろうかと思うんですが、私どもといたしますれば両地域、そして両校の関係者がやはりそれぞれの学校のことを一番よくご存じなわけですので、その方々を含めて学識経験者の方々も入れて、どのような学校づくりをしていったらいいのかというようなことで審議していただくことが一番いいというふうに考えております。

そしてまた、昨日の答弁でもさせていただいたわけなんです、やはり両校のいいところを新しい統合中学に継承していただくというようなことがあるわけでございます。そういう

中で、やはり教育委員会がつくる原案では足りない部分も出てこようかと思えますもので、そういうものをやはり一番よく知っている当事者である方々を含めて検討していただくというのが我々の目的でございます。

以上でございます。

議長（増田 清君） 皆さんにいろいろなものをつくってもらわなくて、原案がなかったら審議会はできないわけでしょう。その原案をつくってもらうようなことじゃ教育委員会の手抜きですよ。こういうことをやるのが教育委員会の仕事だと思うんですよ。地域の皆さんの意見を聞いて、それをやらないでね、この審議会をつくるというのはおかしいですよ。まず、そこへ行く前に内部の検討会で本当に原案をつくってね、その上でこれで地域の人たちにはいいですかとやって、そこで意見を聞くのが当然であって、その統合準備委員会でこれをやると、恐らくこの学校整備審議会と同じで教育委員会はそのまま尊重して答申で終わりですよ、今までの例からいって。

ですから、そこまで行く前にこの正式な準備委員会でなくて、内部の検討委員会で通学路がどうか生徒会とか地域のことやこういういろんなことをたたき台をつくってから、それを審議会に出すというのならいいんだけど、これではいきなりこれをつくってやるというのは、ちょっと余り教育委員会の仕事の手抜きだと思うんですけども、その辺はどうですか。

議長（増田 清君） 番外。

学校教育課長（名高義彦君） 今回皆様のお手元に統合準備委員会のタイムスケジュール等がお手元に行っていると思うんですが、そのように検討内容については私どもが今まで検討会を開いた中で、こういうことを審議していただくというようなことについては、ある程度これをやったほうがいいだろうというようなことで掲げさせていただいております。ですので、当然検討委員会が組織されたときには、こういう検討項目、そしてこういうスケジュールでお願いしたいというような形で諮問をさせていただくようになりますので、原案、原案といえるかどうかわかりませんが、まるきり丸投げして、それを教育委員会にかけるということではございませんし、教育委員会も今度答申というような形でこうするべきだというものが出てくれば、本当に3月の委員会の承認で議事録がないというようなことがあって、非常に誤解を受けているわけなんですけど、委員会では慎重審議をさせていただいておりますので、今回のものについても十分な慎重審議をさせていただいて、それを議事録としてしっかり残したいと、そのように思います。

議長（増田 清君） 11番。

11番（土屋誠司君） 課長は今、準備委員会をつくるというが、先ほどの教育長はいわゆる審議会のほうにたたき台をつくる準備委員会というようなことをさっき言われましたよね、たたき台。このたたき台は、教育委員会自身がやることなんですよ。それは手抜きだと思わんですよ、これじゃ。それでそれを審議会でつくってもらって持ってきて、それで教育委員会、意見なし、そうなるコースも見られますよ。

だから、この議案を撤回してもらおうというのが最良だと思うんですけども。

議長（増田 清君） 番外。

教育長（野田光男君） 今、議員さんのほうからたたき台は教育委員会で作るべきだと、こういうお話でしたが、私の言っているたたき台というのは、もちろん具体的にどのような学校をつくっていくのか、それからよりよいやはり学校をつくる、そのためにこの準備委員会でそこを十分検討していただくと、そういう意味でたたき台という言葉を使わせていただきました。ですから、このたたき台そのものが皆さんにまた審議をしていただく、そのためのたたき台という意味で、決して大ざっぱなものという、そういう解釈ではありませんので、そこはご理解をいただきたいと思います。

それから、委員会も今申しましたように、よりよい学校をつくっていく、そのためには具体的にどういう学校が考えられるのか、そういう意味では私たちは幅広く、広い視野からあるいは専門家、有識者、こういう方も準備委員会の中に入れていただいて、今申しましたようなよりよい学校をやっぱり構想していく、こういうことが必要ではないかなと、こんなふうに思って今回お願いをするものでございます。ぜひ、そういう点でご理解をいただければ大変ありがたいなというふうに思っております。

議長（増田 清君） 最後の質問です。

11番（土屋誠司君） その原案をということは、原案が大体あるということですね、教育委員会に。それを出してくださいよ。

議長（増田 清君） 答弁をお願いします。

教育長。

教育長（野田光男君） 原案といいますのは、先ほど言いましたけれども、今までのところでこのような統合準備委員会の案ということでお示しもさせていただきました。そういうものがあって、さらによりよい学校をつくるということで、具体的なところを今回の統合準備委員会の中でまたさらに検討していただきたいと、こういう考え方でございます。

以上でございます。

議長（増田 清君） ほかに質疑ありませんか。

14番。

14番（森 温繁君） 今までの質問の中でいろいろ出てきましたけれども、構成委員ですか、その辺についてちょっとお伺いしたいわけですが、審議会の中で稲生沢、稲梓の統合という話が出てきて、その中からこれは進んでいる問題であって、それを今の話を聞いてきますと、今こういう資料がちょっと来ておりますけれども、物をつくるにはやはり統合というのは大きな問題があると思います。それで、議員の中からも今までに地域の住民の意見を聞けだとか、PTA、もちろん関係者はもちろん、それ以外に地元の人たちの意見も聞き、幅広い要するに意見を酌み上げた中で、よりよい統合をすべきだという案が噴出しているわけですね。

そういう意味の中で、今教育委員会の要するにメンバーで決めるだけでいいんじゃないかとか案も出てきましたけれども、やはり幅広いには5人の委員だけで決めるばかりではなく、幅広い意味の中で構成委員があるわけですね。ですから、今出ている上のほうに構成委員というのが出てきましたけれども、地元の人たちが決めれば区長さんも入っておりますけれども、これ以外にいろんな問題あると思うんですよ。例えば今はまさに進めている合併に対してもそうなんです。いろんな下地を引くということで何回も会議を重ねながらやっていくのが、よりよい合併であるし。学校問題にもよりよい統合、生徒たちがやはりいい環境の中で育つためのこれは議論だと思うんです。そのためにこれは準備委員会というのは必要であり、それから構成メンバーが大事だと思います。この構成メンバーをもう少し増やす考えがあるのか、ちょっとお聞きいたします。

議長（増田 清君） 番外。

学校教育課長（名高義彦君） 今森議員からでございますが、今案として考えておりますのは、委員会は委員15人以内をもって組織するというようなことで考えておまして、統合の対象地域となります稲梓、稲生沢、それぞれの小中学校の学校長、そして下田市校長会の会長、そして同じく統合の対象となります小中学校の保護者代表、同じくその学区の地域の代表、そして学識経験者、そして最後に教育委員会が必要と認める者というような形で、1号、2号、3号についてはそれぞれ充て職を予定しております。この充て職を予定しておりますのが、今のところ10名になります。学識経験者については、これはまだ人数何人ということはどうなっておりませんが、こちらではある程度お願いしたいというような方を考えているん

ですが、それにつきましては内諾もいただいているわけではございませんもので、こちらについては公表を差し控えさせていただきたいと思えます。

議長（増田 清君） 14番。

14番（森 温繁君） 大体構成メンバーはわかりましたけれども、やはり何か今までの流れの中で質問が出るときに、もう少し住民説明とかいろんな説明会は幅広くやっていきたいという答弁も聞いております。ですから、この構成メンバーの中でもやはりメンバーの人たちが参加するにおいて、やはり区長さんとかメンバーもいるわけですね。そうしたら区長さんは地元のやつをもう少し会議を開いた中で持ってくるとか、そういう要請というのは必要だと思うんですよ。PTAの関係者だったらPTAの全体の意見を持ってくること、そういう要するに準備委員会ではやはり思いも寄らないような意見も出てくると思うんです。そのためにその委員の中にも幅広い会議を開いていただきたいということを臨むべきだと思いますけれども、その考えはあるのか、お聞きいたします。

議長（増田 清君） 番外。

学校教育課長（名高義彦君） ご貴重な意見を本当にありがとうございます。そういう意味でこれまでも区長会の皆さん、そして保護者の皆さんにご説明をさせていただいておりますし、今後につきましても我々の統合に向けての準備の状況を地域の方々にご説明する必要はございますし、それぞれ地域で課題として我々に与えられたものの課題について、その辺の解決につきましても、精いっぱいご説明させていただくということに何ら変わりはありませんので、今後も地域に入ってご説明させていただきたいというふうに思っております。

以上です。

議長（増田 清君） 14番、最後です。

14番（森 温繁君） そのような会議を重ねた中で、先ほどの案の中に教育委員会の原案もどうだろうかという意見もありましたけれども、会議を重ねるときにその準備委員会と、それから教育委員の会合というのも恐らく必要になってくるんじゃないかなと、そんなふうに思いますが、その辺の会合のすり合わせ等もやっていきたいというような考えがあるのか、それもお聞きいたします。

議長（増田 清君） 番外。

学校教育課長（名高義彦君） 当然、会議を進めていく中でそれぞれの委員さんのご意見というものはその準備委員会の中でお伺いするわけなんです、その委員会の中で会長さんあるいは副会長さんという方を選出していただくことになっておりますもので、例えばいつの

予定についてはというような形で、教育委員会と会長さん、副会長さんたちとの意見のすり合わせというものは当然やっていかなければならないと思っております。その中で、各委員さんの意見を伺いまして、我々の意見がすべて正しいということではないでしょうから、こういう意見があればそれは当然修正しなければならないというようなことで、方向性というものにつきましては会長さん等で会合に向けての打ち合わせはしていくということになるろうかと思えます。

議長（増田 清君） ほかに質疑ありませんか。

5 番。

5 番（鈴木 敬君） すみません、統合準備委員会の性格ですね。これまで聞いていた統合準備委員会は一般的な統合に向けてのいろんな調査審議をするものであって、特別今回の稲梓、稲生沢中学校の統合に向けて設置されたものではないというふうなご答弁がありました。私はそうではないというふうに理解をしております、まさしくこれは稲梓中学校、稲生沢中学校の統合に向けた準備委員会ではないのか、そういうふうに考えたほうがいいのではないかというふうに思っております。

ということは、性格としては、今の 1 市 3 町の合併に向けていろいろ進められているんですけども、その話し合いとの具体的な細かいことまでを法定合併協議会という場でやるわけですね。そこでいろいろな細かいこと、議員の身分も含めて町のどうするのか、名前をどうするのか、いろんなことを法定合併協議会で決めて、それをある程度まとまったところで、また議会に来て議会でこれを認めますか、本当に一緒に合併しますかという議決をその時点で議会としてはするわけで、その前の段階で合併であれば法定合併協議会でいろいろ協議する。

今回の統合に向けてであれば、教育委員会がそのような方針を出して、学校統合に向けての方針を出してこれを具体的に進めていく、その一つの過程として準備委員会というものを設置していろんな人の意見を聞きながら、その具体的なそれぞれ求められるいろんな事項についての制服をどうするであるとか、いろんなことを決めなきゃいけないことがいっぱいあるみたいですけども、そこら辺のところを具体的に協議していく、そのような機関であるというふうに私としては認識しているわけなんですけれども、ですから、一般論でやっちゃうと、学校再編審議会と何がどういうふうに違うんだというふうなことを、ちょっと何かあれして、それでも統合ができた後にはそれじゃ、統合準備委員会というのはどういうふうな立場の存在になるのか等々のことを考えると、何か私としてはそのように今回の統合準備

委員会というのは、稲梓中学校、稲生沢中学校の統合に向けたさまざまな問題を協議をする機関であるというふうにとらえたほうがいいのかなどというふうを考えていますけれども、そこら辺のところはどうでしょう。

議長（増田 清君） 番外。

学校教育課長（名高義彦君） 大変申しわけございません。例えば市町の合併については、合併するときには合併協議会を設置するということになっていますよね。それと同じように再編整備審議会でこういう方向性、例えば今回の場合は稲生沢と稲梓の統合というような方向性が打ち出されているわけなんですけど、今度市町の合併に例えると、今回はこの1市3町での合併という方向が出て、それぞれのところから集まっているわけですね。ですので、最初の市町合併をするというときには合併協を立ち上げなければならないという規定があるわけですね。そういうことで私は一般的なことということで言ったわけで、確かにこれが、この統合準備委員会ができれば最初に議題としていただくことは稲梓中と稲生沢中でございますということで、一般的には市町の合併でいえば、合併協をつくるんだという法律で決まっているわけなんですけど、その合併協をつくるということが今回お願いしている統合準備委員会の設置でございます。

それで、今度それぞれ具体的にどこどこが市町合併、あるいはどこどこが中学校統合となったときには、その議題をその統合準備委員会にかけてやっていただくというようなことをご理解いただけましたでしょうか。ということで、私が一般的と申し上げましたのは、そういうふうには答申が出てからそれぞれの統合に向けてそれぞれの統合準備委員会をつくるのではなくて、統合準備委員会という委員会をつくる規定をつくっておいて、そして答申に基づいて統合の方向が出たときに、その具体的な統合の方向について、具体的にどういう統合をしていったらいいのかというものを審議いただくというようなことでお話しさせていただいているわけでございます。

以上です。

議長（増田 清君） 5番。

5番（鈴木 敬君） 大体私が言っているのとそんなに違ったことは言っていないのかなというふうには理解していますけれども、そういう受け皿をつくって、そこでまず審議するのは要するに今回の場合、稲生沢中学、稲梓中学の統合問題であるというふうなことだと思いますが、当然その準備委員会のメンバーの、それにふさわしいような人員をまず第一義的に選ぶんだというふうなことだと思います。

また、その中で要望としては、先ほど森議員が言われましたように、もう少しいろんな人も入れてもよいのかなという気も私もします。また、でも具体的な個々の問題をどこまでここでスピーディーにできるかということを見ると、そんなにむやみに増やせるわけでもないと思いますけれども、そこら辺のところのバランスというのはやっぱりあると思いますけれども、やはりこの間言われている地域の人たちに十分な説明をしるだとか、地域だけでなく全市的に下田市民全員にこういうふうな問題があって、こういうふうに進めていますよということを広げていくためにも、もう少し委員も多くしてもいいのかなという気はします。

基本的には最初に私が言った意見とそんなにかげ離れてはいないというふうな認識でよろしいでしょうか、そのところをもう一度。

議長（増田 清君） 番外。

学校教育課長（名高義彦君） あくまでもこの統合準備委員会というものは、どこどこを審議するというようなことはまず最初はない、それが統合準備委員会というものができて、それで初めて今回再編整備審議会の答申の方向性にに基づいて、最初の議題になるというお考えをお持ちいただければというふうに思うんですが。

ですので、この2つの今の稲梓中と稲生沢中の統合だけに専門につくられたものではないということでございます。ですので、先ほど一番最初に申し上げましたが、今後何年か先にもし何らかの再編整備審議会の中で答申が出て、どこどこをというような話が出たときには、また新たにこの条例に基づいた統合準備委員会というものが設置されるというような形で、その2つ目の統合について検討されていくというようなことでございますもので、統合準備委員会をつくるための今回の一部改正というふうにご理解いただきたいというふうに思います。

以上です。

議長（増田 清君） 1番。

1番（沢登英信君） 当局のこの54号の議案の答弁を聞いておりましたが、全く質問の一つは答えていないと、こういうぐあいに思うわけであります。それは、どういうわけでこの学校統合準備委員会を下田市の附属機関にしなければならないのかと。教育委員会が3月25日にこの稲生沢中学と稲梓中学の統合を承認したと。自ら準備委員会を設けてどういう統合をしようかというようなことをやっちゃいけないと言っているわけじゃないんです。何でこれを附属機関にしなければいけないのかと、この質問に一言も答えていない。そして、このこと

の結論を出すということは、実質的に議会が前もって統合を認めるということになりはしないかと、こういう議事があるのかと、こういう根本的な質問を出しているわけです。それに対して全く答えを、返事をよこしていない。

別に附属機関にしなくても、学校統合準備委員会というのは教育委員の皆さんはもう進められてきているわけでしょう。18人の名前がここに出ていると。今度は新たに10人にするんだと……

〔「15人」と呼ぶ者あり〕

1番（沢登英信君） 15人にするんだと。そのうちの充て職が10人だと。しかも、それを議論するに当たって、どういう運営をするのか、今言ったようなことの基本的な資料も議会に提示していないでしょう。それで、どうしてこれが議論できるの。撤回してもらうしかないんじゃないかというぐあいと思うわけです。

第1の質問は何でこれを出しているのかと、撤回せよ、これにどう答えるのか。準備委員会をやっちゃいけないなんてことは言っていない、教育委員会の責任で従来から既に3回も準備委員会の検討会というのをやってきているでしょう。そして、4つの部会の何が何を議論するのかということまでつくってあるでしょう。先ほどの質問で、名前の一例も下田北中学という具体的な事例まで出している、こういう状態の中で、教育委員会の責任で準備委員会をおやりになったらいいんじゃないですか、これが質問の第1点であります。なぜ、これが附属機関の設置にしなければならないのか。

私の理解するところでは、7月29日に稲生沢地区の説明会をされましたね。そのとき、この大川前議員が私は委員に名前が出ていると。私の身分は何だと、こういう質問をされていますね。言葉は違いますけれども、内容の。その結果、これが出てきたんじゃないですか、附属機関の委員にするんだという。違いますか。

それから次の質問は、そもそもこの一定の方向性を出すというような形ではなくて、具体的な準備活動に入るこの手だてのところ、附属機関というようなものは当然なじまない。しかも、この基本的なことを15人で決めて、ここで決まったんだから納得してくださいよと、こういう上から決まったことを説明するというような、こういうスタイルというのはまずいんじゃないですか。6月の議会でも教育委員会のこの決め方について多くの批判と意見が出ている、こういうことが言えると思うわけです。15人の方で一定の案をつくられて、それをさらに教育委員会が吟味をして決定したのものとしてではなくて、一つの案として18人ばかりじゃなくて地域の多くの人たちに、下田市民に教育委員会は説明をしていくと、こういう手

順を当然踏むべきだと、こういう手順をすべて割愛するために15人の委員を決めて、結論が出たからそれで進めますよと、こういう進め方はやめていただきたい、こう思うわけです。

そして、審議会の規定からいきましても、このような準備委員会というのは附属機関にふさわしくない、教育委員会の責任において教育委員会がやるべきことであると、こう思うわけです。その点についてお答えください。

議長（増田 清君） 番外。

学校教育課長（名高義彦君） なぜ附属機関にするのかというようなことですが、これにつきましては、やはり先ほど申し上げましたとおり、教育委員会として教育委員さんを中心にやっていくことは間違いないわけですが、やはりそれなりに専門の方々のご意見をいただいて、あるいは地域の方々の意見をいただいて、そこで方向性について審議していただく、こういう学校をつくろうというようなことを、やはりよく知っている方々につくっていただきたいというのが、附属機関とさせていただいた理由でございます。

そして、この附属機関にするということについて稲生沢地区の説明会の後でそういうふうになったのではないかというふうなことではございますが、それはそうではなくて、私どもこの内容、決定事項等について、やはり統合していくんだ、あるいは両校を廃校にしなければならぬ、あるいは学校名、それぞれの思いがあるわけですね、学校名には。そういうこと、重大なことをこの我々教育委員会が主導になって決めていくというよりも、やはり地域の方々、そういう方々に決定していただくのがいいんじゃないかと。それをもって教育委員会でやはり慎重審議して、教育委員会で条例として上げさせていただき、そういう段取りをとるのが一番よろしいんじゃないかというようなことで、この準備委員会の立ち上げを今お願いしているところでございます。

以上です。

議長（増田 清君） 1番。

1番（沢登英信君） 答弁が同じ繰り返しで非常に残念ですので、教育長にお尋ねしますが、学校統合準備委員会を附属機関にしくたって、5月21日に出されているこのマニュアルに従って、より多くの人に、15人なんて絞ることなく教育委員会が必要だと思えば20人、30人にすることだってできる、そういう枠組みの中で十分審議ができるんじゃないですか。なぜ、この附属機関にしなきゃならないのかということの答弁をいただいていない、こう言っているわけです。もっと教育委員会が緩やかな範囲で自分の権限で多くの人たちの意見、この人は特別に来てもらうだとか、そういうことができるわけです。これですと、もう決められた

限定した15人だけの意見で、しかも附属機関で決めたから、それに従いなさい、こういうやり方にしようとしているぐあいと思われるわけですね、そうじゃないとしても。

それに、今日の審議に当たって、やはりこの準備委員会をどういうぐあいに運営するのか、何か規則はつくってあるようなことを言われていますけれども、そういうものもこの審議の場所に提示しないということじゃ、これは議論できないんじゃないですか。だから、これは再度出し直していただいて、どうしても必要ならそういう資料も提示して、なぜ附属機関にしなければならんのかということを理解できますように提案いただきたい。

議長（増田 清君） 番外。

教育長（野田光男君） 今回の準備委員会をどうして立ち上げるのかということですが、これについては先ほどもお話ししましたが、広い視野から専門家あるいは有識者、こういう方あるいは地元の方、こういうことを本当によく知っておられる、その気持ちまで含めて、どのような学校にしたらいいのか、よりよい学校をつくっていくためにはどうしたらいいのか、そういうことを本当に広い角度からやっぱり検討していただく中で、よりよい学校を求めていくと、こういうことで。

確かに、教育委員会でやればいいのか、やっぱりそこにはもっとより広く検討していただくと、そういう願いを込めて今回この附属機関という形での設置をお願いをしていくということでございまして、特に答申が出て、またそのとおりにそのまま承認をするだけかというお話ですが、できるならば中間で、今進捗状況はどうなっているのか、やはりそういうことも教育委員会として確認をしながら、また言うべきことはしっかり申し上げて、そしてよりよい学校を構想していただきたい、このように進めていきたい、このように思っております。ご理解いただければありがたいと思います。

以上でございます。

〔発言する者あり〕

議長（増田 清君） 暫時休憩します。

午前11時45分休憩

午前11時50分再開

議長（増田 清君） 休憩を閉じ会議を再開いたします。

休憩前に引き続き、議第54号の質疑を続けます。

当局の答弁を求めます。

番外。

学校教育課長（名高義彦君） ただいま提供できる資料はないのかということでございました。先ほど私のほうからは規則の案ということで、こういうものを今考えているというものを披露させていただいたわけなんですけど、もしこれは正式ではないんですが、案という形であれば、これを資料として提出したいと思います。よろしいでしょうか。

議長（増田 清君） 暫時休憩します。

午前 1 1 時 5 1 分休憩

午前 1 1 時 5 3 分再開

議長（増田 清君） 休憩を閉じ会議を再開いたしますが、ここで午後 1 時まで休憩いたします。

午前 1 1 時 5 4 分休憩

午後 1 時 0 分再開

議長（増田 清君） 休憩を閉じ会議を再開いたします。

休憩前に引き続き、議第54号の質疑を続けます。

1 番、最後の質問です。

1 番（沢登英信君） 今下田市立学校統合準備委員会の会則案をいただきました。附属機関の設置条例、ここの部分をなくせば、そのまま教育委員会の準備会にできるのではないかと、いうぐあいに思います。15人の委員とありますが、多くの人の意見を聞くんだということですが、15人のうちの10人は充て職だと、恐らく担当の校長先生や教頭やあるいはPTAの会長と、こういうことになるのではないかと思います。ではないのかと。それから、あとの5人は見識者といいますが、学識経験者を充てると、こういう話ですが、学識経験者とは具体的にはどういう方たちを考えてられるのかと。大学の先生とかそういう市民ではない専門家を予定しているのかどうかと。

そういう15人の構成員ということからいきましても、これはやはり案をつくるための準備委員会であって、できた案を審議してこれでよろしいかどうかを審議していく審議委員ではないというぐあいに思うわけです。しかも、下田市の附属機関ですから、市として結論を出すと、教育委員会として結論を出すという審議委員会ではないわけです。下田市の審議委員会の設置条例ということからいえば、当初申し上げましたように、この統合の案をつくる審

議会としての位置づけはふさわしくないと、もう既に下田市の附属機関として方向づけを決めてしまうと、今統合についての踏み絵をこの時点で議員に問うと、こういうことになるわけですので、広く意見を徴して十分な案をつくるということであれば、これは当然教育委員会の準備委員会をつくるべきであって、附属機関はいらないんじゃないかと。

附属機関と私が言っている教育委員会としての準備委員会にきなさいと。何が違うのか、支払う報酬費が謝礼で払うかだけの違いじゃないんですか。その意義づけが、どこがどういうぐあいに違って来るんですか。もしそれが違うんだとすれば、ただ私が言うように踏み絵をさせるようなことを、この議会に案もつくらないうちに求めると、筋が違う提案ではないかと。

さらに、これが附属機関として行うということであれば、当然現時点で3月25日に教育委員会としては決定して、5月21日には全員協議会でこういう資料を配っているわけですから、当然審議会にかける案ができ上がっているはずです。この会則だけではなくて案ができ上がっていると僕は見るわけです。その案も出さずに審議してくれなんていうようなことは、やはり議会のきっちり理解していない議会軽視だと、こういうことにもなると思うわけです。

そういう点で、どうお考えになっているのか、その点をお尋ねをしたいと思います。

議長（増田 清君） 番外。

副市長（渡辺 優君） すみません、担当課長が答える前に私のほうから一言述べさせていたいただきたいと思います。

かつて下田市の方針、それから議会の議論の中で、附属機関の設置のあり方について何度か議論をされてまいりました。特に最近では、指定管理者の関係で関連する委員会については、いろいろ議論をいただきまして、例えば指定管理者関係では公共施設の利用推進協議会、これにつきましても多くの議論をいただいて附属機関に議決をいただきました。そしてもう一つ、指定管理者の選定の手続等に関する条例の中に、この選定委員会、これらにつきましても、これは個別条例の中にしっかりと選定委員会という形で位置づけをさせていただきました。

また、今回のこの準備委員会につきましても、いろいろ早い時期から議論をいただきまして、沢登議員は今報酬だけだと、報償だけだというような議論もありましたが、やはりこの流れからすると、沢登議員は不満でしょうけれども、やはり合併の方向の諮問、答申をいただいて、最終的には教育委員会で決定、議会での議決をいただくという方向づけからすれば、大変大きな附属機関といえますか、決定をいただく、答申をいただく組織であろうかと思

ます。今までの議論の中ではそういう重要な議論をする中で、やはりその委員会の権限、それから委員の身分保障等々も明確にすべきだという議論がもう盛んにされまして、その流れに沿ってやってきた経過があるかと思えます。

いろいろ議員の考え方、個人個人違いはあろうかと思いますが、我々といたしましてはそういう流れに沿って今回この準備委員会、附属機関ということをお願いをしているということだけご理解をいただきたいと思えます。

議長（増田 清君） 番外。

学校教育課長（名高義彦君） 沢登議員からは、ただいま5月の中で資料を配っているというようなことで、既にそこで審議会に諮る案ができているはずということですが、それは私ども全協の中で資料を配らせていただいたときは、こういう方向で行きたいというような案を出させていただいたというようなことで、まだ統合準備委員会の中でこういうことをやっていただくんだと、そういうような方向性を示させていただいたもので、こちらとしてのぎっちりした原案というようなものができていたというものではなかったわけですが、その中で統合準備委員会のそれぞれのこういう部会をつくっていきたい、それぞれの部会ではこういうものを審議していったらどうかと、そういうようなものをそれまでの検討会で検討してきたというようなことで、それをある程度形にして、こういうふうな準備委員会をつくりたいというようなことでご説明させていただいた資料でございますので、現在とちょっと状況が違っているというところはございます。

以上でございます。

議長（増田 清君） 答弁漏れがございました。

規則の組織の中の学識経験者、これについての答弁をお願いします。

学校教育課長（名高義彦君） それにつきましては、先ほども答弁させていただきましたが、この学識経験者につきましては、こちらである程度考えを持っておりますが、今その方の内諾とかそういうものをいただいているわけでございませぬし、また、この統合準備委員会が可決されたわけでもございませぬもので、それは可決されてからその方にこちらからお話をさせていただいてお願いするべきものであって、ここでは大変申しわけございませぬが、公表は差し控えさせていただきます。

議長（増田 清君） ほかに質疑ありませんか。

3番。

3番（伊藤英雄君） この間の議論を聞いていますとね、もう大変な混乱があるように感じ

るわけなんです、その主とした理由は教育委員会のやっぱり段取りというか、進め方が非常に遅いとかまずいなという印象を持つんですね。それで、この統合準備委員会なんかは、ある意味じゃ泥棒が来てから縄をなうような話でね、本来であれば再編整備審議会をつくった段階でこれをつくるべきなんだよね。もし教育委員会自身でやるのがベターでないとするならね。一緒にやっぱりつくるべきだし、ここまで稲生沢中学と稲梓中学の統合問題が盛り上がったというか、具体化している段階で慌てて統合準備委員会をつくるから、これがまるで稲生沢中学校と稲梓中学校の統合のためにつくられているかのごとくの誤解を与えるわけですよ。

だから、統合準備委員会をつくって、最初の諮問事項としては稲生沢中学と稲梓中学が最初の諮問事項になることは容易に想像がつくんですけども、議論としては別なんですよ。要は教育委員会自身がやるのか諮問機関をつくって、そこで諮問をしてもらおうかということが、まず前段の議論なんだ。だからこれが本当は再編整備審議会をつくとともに、その結果をやったやつをここで教育委員会自身がやらずに詰めは、もう一度諮問機関でやりたいという形で出てくればね、議論はちょっとこんなに混乱しなかつたらと思う。そのところはどうかを1点。

それからもう一つはね、下田市学校準備委員会をつくるよといいながら、規則も何も出てこない、これまたわけがわからない。先ほどふるさと条例でいえばね、条例文が出ていないような話なんです。準備委員会をつくって、ところで準備委員会の目的は、わかりません。どんなメンバー、わかりません。何にもわからないでね、この議案が出てくるのがおかしい。質問が最後になったからあれだけども、僕は一番最初に言おうと思ったのはね、この議案を議長に言って、とにかく撤回してもらって議案の中身をつけてくれと、これは看板だけはあるけれども、中身がないんだから、目的も組織も何もなしで、こんな議案が出てくるのがおかしいんだ。

沢登議員の質問の中でこれが出たからいいけれども、これまたわからないのは案なんだ。条例なら議会が議決しなきゃ案でしょう、議会の議決。だけれども、私の知る限り、規則は当局がつくる、当局でね。だから当局が決定すればそれはもう案じゃないわけですよ。それで、議案としてここに準備委員会が出てくるのにね、どんな準備委員会ですかと出てきたものがね、案ですと、案ですと、おまえが決めれば案じゃなくなるのに、何でおまえは決めないんだと、こういう話になるじゃないですか。

だから、当局は準備委員会の目的も何もまだ決まっていなくて、案の段階で議案で出てく

るとはおかしいでしょう。まず、こういう規則をつくって決定して目的はこうだと、メンバーはこうですと、こういうことの中で議案が出てこなきゃおかしい。

それで、稲梓、稲生沢中学がこれだけ先行しちゃっているから事態が混乱してね、もうさも稲生沢、稲梓の構成メンバーなんかで議論になっているけれども、議論としては分けなきゃおかしいんだよね。基本的には諮問をするのは当局の、変な言い方だけれども、裁量の範囲だからね、その稲梓、稲生沢を諮問しようがしまいが、議会が直接に関与することじゃないと思うんだけど、ここまで問題がこじれるというか、あれになってくれば、無視するわけにもいかないだろうから、そこはもう一回教育委員会がこれが案なのか、教育委員会としての決定事項なのかということをもう一回その確認したいことと、やっぱりもう一度この準備委員会は、要は変な言い方だけれども、将来東中と下中、あるいは稲生沢小学校と下小かどこかわからないけれども、将来小学校だ、また中学校の統合があるときもこの委員会を使うわけです。附属機関を設置した以上、使うわけですよ。

だから、最初に課長が答えた一般的という意味はそういう意味ですよ。要はまず組織、諮問機関があるよという話です。その諮問機関を使ってどこの中学をやるかは、その都度諮問することによって変わるわけだからね、そのところはまだ整理されていないのは、泥棒が来て縄をなうように、稲生沢と稲梓の統合がここまで押し詰まった段階でこれが出てくるから無用の混乱が起きたんで、本当はもっと早い段階で、もう統合が再編整備の答申が出た直後、あるいは再編整備審議会にもう中学校の統合を諮問した段階で、本当はこれが出なきゃおかしかったんだろうと思うんですよ。その辺の見解を。

議長（増田 清君） 番外。

学校教育課長（名高義彦君） 確かに伊藤議員おっしゃられるとおり、再編整備審議会のときにこの統合準備委員会というものが設置されていれば、このような混乱は起きなかったのではないかというふうに思います。そして、この規則の提出についてなんです、大変申しわけございません。この条例が通ってから正式な規則をつくりたいというふうに思っておりましたもので、大変申しわけないんですが、今の段階では案としてこれをお示しさせていただいたということでご理解いただきたいというふうに思います。

議長（増田 清君） ほかに質疑ありませんか。

9 番。

9 番（増田榮策君） 今までの意見を聞きまして、この原案から統合して廃止に至るまでの要するに流れといいますか、プロセスがちょっとわからないんですよ。もう一回これを再

確認したいと思うんですが、まず当局が統合の原案をつくりますね。当局が統合の原案をつくるのが一番最初だと思うんですが、これに対して教育委員会にこれを示すと。それで、この示した教育委員会が附属機関として再編整備審議会にこれを諮問する。そして、その答申を受けたまた教育委員会が諮問した附属機関の統合準備委員会に諮り、その答申はさらに教育委員会にまた来て決定されると。当局がその統合案をもとに議会に諮って、統合の賛成した場合が、教育委員会の権限で廃止の決定をすると、こういう流れになると思うんですよ、今までの説明なら。

これは間違いないですか。今僕の言っているのがちょっと間違いないですか。今の附属機関の再編整備審議会と統合準備委員会というのは要するに統合に至る流れのプロセスの中で、どの辺の位置づけになるのか、ちょっとよくわからないんですよ、途中から出てきて。原案は示されているんですけども、流れのプロセスとしてよくわからないんですよ。これをちょっと教えていただきたいということと、もう一つは、この流れの中で教育委員会の職務権限として、組織編成と廃止にかかわるこの職務権限があるわけですけども、どの段階でこれが決定されるのか、その辺のところを教えていただきたいんです。

議長（増田 清君） 番外。

学校教育課長（名高義彦君） ただいま増田議員から流れのお話があったんですが、一番最初の出だし、原案とおっしゃられましたけれども、この統合の原案というものについては最初はなかったんですね。これが再編整備審議会に再編について検討してくださいというようなことで諮問がされたというのが最初になるかと思います。そして、それを再編整備審議会の答申を教育委員会で承認いたしました。その方針に基づいて、今度はどのような学校づくりをしていこうかというようなことで、これから今ご審議いただいている統合準備委員会に諮問を教育委員会からさせていただくこととなります。そして、その統合準備委員会で答申という形で結論が出ましたものについて、また教育委員会でそれを審議するということになります。その審議がこれにいこうということになれば、今度は学校設置の条例改正案をこちらで作りまして、それを市のほうに上げて、議会でご審議いただくというような流れになります。

ですので、今地教行法でいいます学校の設置についてなんですが、その辺は最後の教育委員会で決するところが該当になるというふうに考えております。

以上です。

議長（増田 清君） 9番。

9番（増田榮策君） 今の説明を聞いていてちょっとおかしいのは、統合の原案をだれが示すかはっきりしていないんですよね、統合の原案を示すのが。これ、統合の原案は私は要するに当局だと思うんですよ、原案は。統合の原案は当局が教育委員会に示すのが流れのプロセスではないのかなと思うんですよ。教育委員会があれですよ、附属機関の再編整備審議会にこれを要するに原案を諮問するわけですよ。

〔発言する者あり〕

9番（増田榮策君） それでは、だれが再編審議会にするんですか。

〔「教育委員会」と呼ぶ者あり〕

9番（増田榮策君） それでは、教育委員会が統合の原案を出すんですか。その辺がちょっとわからないんですけれども。

議長（増田 清君） 番外。

学校教育課長（名高義彦君） 大変申しわけございません。原案を再編整備審議会に、これで審議してくれということを出したということではなくて、学校のあり方についてを、今の中学校4校、小学校7校についてのあり方を検討してくださいということで諮問させていただいておりますので、そのあり方を審議してくださいというのが原案になろうかと思っておりますので、どこどこを統合しろとか、何校にしろとか、そういうことでは原案というものではございません。

以上です。

議長（増田 清君） 9番。

9番（増田榮策君） ますますわからなくなってきたのは、学校のあり方を諮問して再編整備審議会で答申したものがこの稲梓の統廃合ですか、それにふさわしいというものができて、こういう流れになったのかといいますと、今までのあれなんですよ、当局側から出てきている全協で配られた資料なんかを見ますと、もうこのプロセスは再編整備審議会を飛び越えて、ありきの要するに今までの流れになっているんですよ、もう。案といいながら流れになっているんですよ。だからその辺が今回途中で伊藤君が言われたように、途中で地域の既に地域の説明会に進んでいて、全協ではもうスケジュールが示されているのに、さらに話がぎくしゃくしてから、この附属機関をつくって話をまとめようと、いかにもするようなことに受け取りかねないんですよ、はっきり言うと。今の説明、今までの説明をざっと一つにまとめますと。だから、その辺の説明がちょっと当局は不足しているんじゃないかなと。

要するに組織編成とこの廃止にかかわる職務権限というのは、決定は教育委員会なんです

よね。教育委員会かまたはこの地方公務員法に定める長なんですよ、団体の。それしかないんですよ。はっきりいって、あくまでこれは参考意見なんですよ、再編審議会も附属機関の今度の統合の附属機関というのね。あくまで意見なんですよ。要するに、悪くいえば当局側の追認機関なんですよ、はっきりいえばね。

だから、私たちがちょっと疑問に思っているのは、この附属機関を経ないでも教育委員会という一つの自主的な、要するに独立機関でこれらのものがないのか、できるのかということを僕はちょっと聞きたいんですよ。それをお願いします。

議長（増田 清君） 番外。

学校教育課長（名高義彦君） すみません、最初にご指摘いただいた再編整備審議会を飛び越えてというようなお話があったわけなんです、それにつきましては、この再編整備審議会の答申をいただいてから、この統合準備委員会をつくりたいということを私どもは提案させていただいているところでございますので、まず学校のあり方を再編整備審議会でご審議いただいた。それでその答申に基づいた動きということで、時系列的にはなっておりますので、その辺のご理解をお願いしたいということでございます。

そして、確かに教育委員会が最終的には決定するわけなんです、この再編整備審議会にしる、統合準備委員会にしる、確かに議員おっしゃるようにご意見を教育委員会に対していただくところというふうに、そのように私も理解しております。しかしながら、やはり問題が重要なことでございますので、単なる委員会の意見を聞くのとはまた違った重みのある判断をいただくというようなことで、附属機関とさせていただくということで今回お願いしているところがございますので、ご理解いただきたいというふうに思います。

議長（増田 清君） 最後です、9番。

9番（増田榮策君） ちょっとその辺が僕と見解が違うんですけども、要するに教育委員会とは何ぞやと、そこの原点に戻るわけですよ。教育委員会というのは職務権限を持っているんですよ。職務権限というのは何ぞやということになると、組織の編成と廃止にかかわるものは、市長と同等の権限を持っているわけですよ。同等の権限を持っているのがだれから意見を聞かなければできない、職務権限を判断できないというような教育委員会では、これじゃ機能していないではないのかという、今までのこの市議会の議論があるわけですよ。そこなんですよ、教育委員会のあり方を問われるのは、はっきりいって。要するに職務権限があるものについて、ほかから意見を求める、そういうもの、附属機関をわざわざつくってしなければ決定ができないというようなことでは、教育委員会の僕はあり方が問われる

んじゃないかなというのが僕の考えなんですよ。

例えば、この教育委員会のあり方といっても、これはちょっと場違いかもしれませんが、中学生で飲酒をして補導されて、そんな学校に本当にうちの生徒をやったら、やれないよと、大変だよと、そういう声まであるんですよ。だから、そういうことからもろもろのことを今問われているんです、はっきりいって。

〔発言する者あり〕

9番（増田榮策君） あったと思いますよ。そういうこともあったと思いますよ。

だから、教育というのはね、ほとんど知っている人は知っているんだけど、やみの中の部分があるんです、はっきりいって。僕は今までそういうことは言っていなかったけれども、教育委員会にもう本当にね、やみの部分があるんですよ、はっきりいって。

だから、私は、もしこの統廃合を進めるとしたら、もっと開かれて住民やPTAやそういう意見を附属機関でなくても十分に聞ける機会もあるし、また聞くこともあるということだと思います。附属機関だからそれがベストだということではないと思いますけれどもね、そのことについてはもう質問は結構ですけども、ぜひそういう点を考慮して、もうちょっとあり方を明確にさせていただきたいと思います。

以上。

議長（増田 清君） ほかに質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

議長（増田 清君） これをもって質疑を終わります。

ただいま議題となっております議第54号議案は、総務文教委員会に付託いたします。

議第55号の上程・説明・質疑・委員会付託

議長（増田 清君） 次は、日程により、議第55号 下田市職員の公益法人等への派遣等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

当局の説明を求めます。

番外。

総務課長（糸賀秀穂君） それでは、議第55号 下田市職員の公益法人等への派遣等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてご説明申し上げます。

お手数ですが、議案件名簿の27ページ、28ページをお開き願います。

27ページは議案かがみでございます。

下田市職員の公益法人等への派遣等に関する条例の一部を改正する条例を別紙、28ページの内容のとおり制定させていただくものでございます。

提案理由は、公益法人制度改革によりまして、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律、長い題名でございますが、この法律が本年12月1日から施行されることに伴い、所要の改正を行うものでございます。

議案説明に入る前に、公益法人制度改革について若干ご説明申し上げますと、公益法人制度の抜本的な改革が国策として進められ、その基本的スキームとしまして、1点目は、現行の公益法人の設立に係る許可主義を改めて、法人格の取得と公益性の判断を分離することとし、公益性の有無にかかわらず準則主義、要するに登記により簡便に設立可能な一般的な非営利法人制度を創設すること、2点目は、各館長が裁量に公益法人の設立許可等を行う主務官庁制を抜本的に見直し、民間の有識者から成る委員会の意見に基づき、一般的な非営利法人につきまして目的、事業等の公益性を判断する仕組みを創設することとされたものです。

この基本的な枠組みに基づきまして、制度設計上、一般社団法人、一般財団法人、公益社団法人、公益財団法人という区分けに大別されることとなったものでございます。その法的な整備としまして、いわゆる公益法人制度改革関連3法が平成18年5月26日に成立し、同年6月2日に平成20年法律第50号として公布されましたが、その施行期日につきましては、公布の日から起算して2年6カ月を超えない範囲内において、政令に委任されまして公益法人制度改革関連3法の施行期日を定める政令が、平成19年9月7日に公布され、公益法人制度改革関連3法は平成20年、本年12月1日から施行することとされたものでございます。

先ほど提案理由の中でご説明申し上げました法律、いわゆる公益法人制度改革整備法は条文が458条に及ぶ膨大な法律でございますが、その第225条におきまして、下田市職員の公益法人等への派遣等に関する条例の根拠法令でございますが、公益法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律の題名が、公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律に改正され、法律条文中におきましても「公益法人」が「公益的法人」に改められたことから、下田市職員の公益法人等への派遣等に関する条例につきまして、所要の改正を行うものでございます。

前置きが長くなりまして恐縮でございますが、引き続き条例改正案の内容につきましてご説明申し上げます。

内容は28ページの改正文のとおりでございますが、具体的には条例改正関係等説明資料に

よりご説明申し上げます。

お手数ですが、条例改正関係等説明資料の19ページ、20ページをお開き願います。

新旧対照表ですが、見開き左側19ページが改正前、右側20ページが改正後で、アンダーラインを引いてある箇所が改正するところでございます。

まず題名ですが、題名中「公益法人等」を「公益的法人等」に改めるものでございます。さらに、第1条中「公益法人等」という表記が2カ所ございますが、これをそれぞれ「公益的法人等」に改めるものでございます。この「公益法人等」と「公益的法人等」の違いですが、公益とは不特定多数の利益を意味することとされておりまして、現行条例で言う公益法人等とは民法第34条の規定により設立された社団又は財団であって、営利を目的とせず、主務官庁の許可を得た法人、地方行政独立法人法に基づく一般地方独立行政法人、特別の法律により設立された一定の法人で、政令で定める法人又全国市長会や全国市議会議長会など、地方自治法第263条の3第1項に規定する連合組織であります地方六団体等を指しております。

一方、公益的法人等とは、文字通り公益的な活動をする法人等でありまして、公益法人改革整備法の第38条におきまして、公益法人の設立根拠でありました民法第34条が改正されまして、これまで民法の規定により設立されていた社団又は財団について公益的役割を担おうとする民間の団体を含めて一般社団法人又は一般財団法人として広く法人格の取得が認められること又福祉の向上、健康の保護、環境保全、文化の発展など非営利活動を目的に公益性を具体的に事業展開する法人の多様化が進んでいることなどにも着目し、「公益法人等」を「公益的法人等」に改めるというものでございます。

なお、この条例が改正されましても、この条例の適用に当たりましては、条例第2条第1項の規定に基づき、条例施行規則で定める団体以外には職員を派遣できないという制約が働いております。現行規則上派遣できる団体は、社会福祉法人伊豆つくし会のみでありまして、したがって、公益的法人等であればどこにでも職員を派遣できるというものではないことを申し添えます。

それでは、議案に戻っていただき、附則でございますが、この条例は、整備法の施行日であります平成20年12月1日から施行するというものでございます。

以上、大変雑駁でございましたが、議第55条 下田市職員の公益法人等への派遣等に関する条例の一部を改正する条例の制定についての説明を終わらせていただきます。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

議長（増田 清君） 当局の説明は終わりました。

本案に対する質疑を許します。

1 番。

1 番（沢登英信君） この改正は、現実的には今まで下田市振興公社に職員を派遣していたということがあったかと思います。今の説明ですと、この法律に基づく改正で公益法人等を公益的法人等の派遣と、こう改めたところで、具体的には伊豆つくし会のみだと、こういうような説明を受けたわけですけれども、既に伊豆つくし会、今においても伊豆つくし会しか第 2 条で規定がされていないならば、何でこれ改正する必要、文言を改正しているのか、内容的には全く変わらない文言を変えてもこの適用内容は変わっていないじゃないかと。

そういうことからいくと、やはりこの公益的法人等への派遣のこの法改正の本来の意味は、そういう制限をするのではなくて、振興公社であるとかあるいは TMO 下田が十分かどうかは知りませんが、そういう団体も含めて民間団体と市の職員の交流あるいは協力体制をつくっていかうということが、やはりこの法律の本来の意味ではないかというぐあいに推測をするわけですけれども、そうではないのかと。名前を変えてきたところで内容が何も変わらないということであっては、この法律の趣旨に合っていないんじゃないかと、こういうぐあいに考えるわけですけれども、その点はいかがなものでしょうか。

議長（増田 清君） 番外。

総務課長（糸賀秀穂君） この条例の改正の意味がどの辺にあるのかというような趣旨のご質問であったかと思えます。

先ほどの議案説明の中で申し上げましたように、この下田市職員の公益法人等への派遣等に関する条例、この根拠法令であります公益法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律、これがこのたび法改正されまして題名が変わったわけです。ですから、派遣している根拠法令が変わりました。その変わった分が公益法人等という表記が公益的法人等になったわけでございます。ですから、根拠法令が変わったということで、当然その根拠法令に基づいて定めてあります条例を改正するということがまず第 1 点でございます。

それから、現行の条例第 2 条第 1 項で、派遣できる団体につきまして社会福祉法人の伊豆つくし会という形で現在限定しております。これにつきましては、その派遣の適否、要するに公益として認められるか否かの判断によりまして、今後さらにこれが増えていくということとは考えられることございまして、例えば今かなり増えております NPO 法人とか、あるいは非営利団体の独立行政法人とか、そういったさまざまな法人へ派遣する意義が公の精神

の中で見出すことができるのであれば規則を改正しまして、また派遣団体の中に入れていくと、そういうものでございます。

以上です。

議長（増田 清君） 1番。

1番（沢登英信君） 根拠になっております法令が変わって、それが範囲が広がって公益法人ではなく公益的法人ということになったんだということは理解をしました。しかし、この法律が変わった本来の趣旨はどうかと、そのことからいえば伊豆つくし会のみを制限しているこのままで、法律が変わったから文言だけ変えるではなくて、この持っている条例の内容を吟味して、必要であればそこまで変えるという検討が必要ではなかったのかと、こう言っているわけです。ですから、この法律が変わった趣旨そのものはどういう趣旨であるというぐあいにご理解をしているのか、もう一度お尋ねしたいと思います。

議長（増田 清君） 番外。

総務課長（糸賀秀穂君） この法律を変えた理由は、先ほども説明の中にございましたように、今まではこの公益を判断する法人としてのよりどころとして、まず民法34条がございました。この34条の中で、要するに主務官庁の認可を得て財団、要するに公益法人として認められてきた経過があります。それを、今度はそういった煩雑な手続を経ずに法人の設立が可能になったと。これは先ほど申し上げました一般社団法人、一般公益法人、それから公益財団法人、公益社団法人と、そういう大別した団体に区分けされてきたものでございます。この中でさらに公益性の認定を民間の第三者の有識者にゆだねて、さらにこの中から公益性があるということで認められれば、その公益的な法人という位置づけになるものでございます。

それで、今議員さん伊豆つくし会しかない、これをもっと拡大するような方策を講じなければならぬではないかというご指摘でございます。それはもちろん現在の段階では下田市の職員の派遣する先の団体としましては、現在今伊豆つくし会に3人派遣しておりますけれども、社会福祉士と保育士さんとそれから技術職の職員ですね。こういった派遣の意義、要するに公益性が認められるというものであれば、例えば商工会議所あるいは農業協同組合、漁業協同組合、これらも政令の中で公益的団体として位置づけられておりますので、こういったことへの派遣も将来的には考えられなくはないということでございます。そういったことにご理解いただきたいと思っております。

議長（増田 清君） ほかに質疑ありませんか。

〔発言する者なし〕

議長（増田 清君） これをもって質疑を終わります。

ただいま議題となっております議第55号議案は、総務文教委員会に付託いたします。

議第56号の上程・説明・質疑・委員会付託

議長（増田 清君） 次は、日程により、議第56号 下田市特別職報酬等審議会条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

当局の説明を求めます。

番外。

総務課長（糸賀秀穂君） それでは続きまして、議第56号 下田市特別職報酬等審議会条例の一部を改正する条例の制定につきましてご説明申し上げます。

お手数ですが、議案件名簿の29ページをお開き願います。

議第56号 下田市特別職報酬等審議会条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。下田市特別職報酬等審議会条例の一部を改正する条例を別紙、30ページの内容のとおり制定するものでございます。

提案理由でございますが、地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴い、所要の規定の整備を行い、あわせて字句の整理をするためでございます。

これは本年6月11日に地方自治法の一部を改正する法律が成立し、6月18日に平成20年法律第69号として公布されましたが、その施行期日につきましては、公布の日から起算して3カ月を超えない範囲内において政令で定める日から施行するというので、政令委任されておりました。この地方自治法の一部を改正する法律の施行期日を定める政令は、本年8月20日に交付されまして、当該政令により改正後の地方自治法の施行期日は本年9月1日とされたところでございます。

この改正後の地方自治法の骨子でございますが2点ございます。

まず1点目は、普通地方公共団体の議会の議員の活動のうち、議案審査や議会運営の充実に図る目的で各派代表者会議や全員協議会、その他各種の会議等が開催されている実態を踏まえ、議会は会議規則の定めるところにより議案の審査又は議会の運営に関し協議又は調整を行うための場を設けることができるとされ、改正後の地方自治法第100条第12項において明確に規定されたこと。

第2点目は、地方自治法中の議員の報酬に関する規定の整備ということで、地方議会議員の報酬等に関する規定を行政委員会の委員等の報酬と分離させるとともに、報酬名称の明確

化を図るといふものでございます。

そこで、地方自治法の一部改正にあわせて下田市特別職報酬等審議会条例の関係条項を改正するとともに、あわせて条例中の字句を整理させていただくものでございます。

それでは、条例改正の内容につきましてご説明申し上げます。

お手数ですが、議案件名簿の30ページをお開き願います。

30ページは、下田市特別職報酬等審議会条例の一部を改正する条例の改正分でございますが、改正の内容につきましては、条例改正関係等説明資料によりご説明を申し上げますので、お手数ですが、説明資料の21ページ、22ページをお開き願います。

新旧対照表でございますが、見開き左側21ページが改正前、22ページが改正後で、アンダーラインが引いてある箇所が今回改正するところでございます。

まず、第1条でございますが、第1条中「議員報酬等」と略称している内容を、より明確に表記するため、「市議会議員の議員報酬並びに市長及び副市長の給料（以下「報酬等」という。）」に改め、さらに、「下田市特別職報酬等審議会（以下「審議会」という。）」の前に読点を付して「、下田市特別職報酬等審議会（以下「審議会」という。）」に改めるものでございます。

第2条は、「議会の議員の報酬の額並びに市長及び副市長の給料」という表記につきまして、改正後の第1条におきまして「（以下「報酬等」という。）」と略称したため、当該表記を「報酬等」に改めるものでございます。

第3条から第7条までの改正につきましては、字句の整理を行うものでございまして、第3条第1項中の「委員10人」、「下田市の区域内」をそれぞれ読点を付し、「、委員10人」、「、下田市内」に、また、平仮名の「つど」を漢字表記の「都度」に改め、第2項中の「当該諮問にかかる」を「、当該諮問に係る」として「諮問に係る」の前に読点を付し、また平仮名の「かかる」を漢字に改めるものでございます。さらにあわせて、同項中の「解任」の前に読点を付し「、解任」に改めるものでございます。

第4条第1項は、「委員」の前に「、委員」、また「定める」を「これを定める」に整理し、さらに同条第3項中の「あらかじめ」の前に読点を付すものでございます。

第5条第1項は、「会長」を「、会長」に、第6条は「総務課」を「、総務課」に、第7条は、「審議会」を「、審議会」に、「市長」を「、市長」に改めるものでございまして、これらはいずれも法制執務の中の表記の方法に準じて改めさせていただくものでございます。

それでは、議案件名簿の30ページに戻っていただき、附則でございますが、この条例は、

公布の日から施行するものでございます。

以上、大変雑駁でございますが、議第56条 下田市特別職報酬等審議会条例の一部を改正する条例の制定についての説明を終わらせていただきます。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

議長（増田 清君） 当局の説明は終わりました。

本案に対する質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（増田 清君） 質疑はないものと認めます。

ただいま議題となっております議第56号議案は、総務文教委員会に付託いたします。

議第57号の上程・説明・質疑・委員会付託

議長（増田 清君） 次は、日程により、議第57号 下田市議会の議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

当局の説明を求めます。

番外。

総務課長（糸賀秀穂君） それでは、議第57号 下田市議会の議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてご説明申し上げます。

お手数ですが、議案件名簿の31ページをお開き願います。

上程議案は、議第57号 下田市議会の議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。下田市議会の議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例を別紙、32ページの内容のとおり制定するものでございます。

提案理由でございますが、地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴い、市議会議員の報酬に関する規定を整備する必要があるためでございます。

この条例改正は、先ほどの議第56号 特別職報酬等審議会条例の一部改正の議案説明でも触れましたが、本年6月11日に地方自治法の一部を改正する法律が成立し、6月18日に平成20年法律第69条として公布されまして、その施行期日につきましては、公布の日から起算して3カ月を超えない範囲内において、政令で定める日から施行するということで政令委任されておりました。この一部改正法の施行期日を定める政令は、政令第253号として本年8月20日に公布されまして、当該政令により改正後の地方自治法の施行期日は本年9月1日とされたところでございます。

この改正後の地方自治法の骨子は、先ほどの議第56号でご説明のとおり2点ございまして、1点目は、普通地方公共団体の議会の議員の活動のうち、議案審査や議会運営の充実を図る目的で各派代表者会議、全員協議会、その他各種の会議等が開催されている実態を踏まえ、議会は会議規則の定めるところにより議案の審査又は議会の運営に関し協議又は調整を行うための場を設けることができることとされ、改正後の地方自治法第100条第12項において明確に規定されました。

2点目は、地方自治法中の議員の報酬に関する規定の整備ということで、地方議会議員の報酬等に関する規定を行政委員会の委員等の報酬と分離させるとともに、報酬名称の明確化を図るというものでございます。具体的に申し上げますと、同じ特別職でありましても、地方議会議員の報酬の支給方法等が他の行政委員会の委員等の報酬の支給方法と異なっていることを明確にするため、改正前の地方自治法第203条の同一項から、行政委員会の委員等の報酬の規定に係るものを分離して、行政委員会の委員等の報酬の規定については、第203条の2の条項を新設し、あわせて地方議会議員の報酬等に関する規定は、改正後の地方自治法第203条に特化するとともに、名称についても議員報酬に改められたものでございます。

それでは、条例改正の内容につきましてご説明申し上げます。

お手数ですが、議案件名簿の32ページをお開き願います。

32ページは、下田市議会の議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の改正分でございますが、改正の内容につきまして、条例改正関係等説明資料でご説明申し上げます。

説明資料の23ページ、24ページをお開きください。

新旧対照表でございまして、見開き左側23ページは改正前、24ページが改正後で、アンダーラインの引いてある箇所が今回改正するところでございます。

まず、題名中の表記の改正でございますが、題名中「下田市議会の議員の報酬」を「下田市議会議員の議員報酬」に改めるものでございます。

また、第1条の見出し中、「報酬」を「議員報酬」に改め、さらに同条中の「議員の報酬」を「議員報酬」に改めるものでございます。

第2条につきましては、見出し及び同条第1項から第4項までの規定中5カ所で「報酬」という表記を使っておりますが、これらをすべて「議員報酬」に改めるものでございます。

第4条は、第2項各号列記以外の部分中2カ所で「報酬月額」という表記を使っておりますが、これらを「議員報酬の月額」に改めるものです。

また、第5条中、「議員に支給する報酬」を「議員報酬」に改め、「期末手当」の次に、「の支給方法」を加えて、改正後の地方自治法第203条第4項の条文と整合させるものでございます。

それでは、議案件名簿の32ページに戻っていただきまして、附則はこの条例の施行期日を規定しておりまして、この条例は、公布の日から施行し、改正後の地方自治法の施行日であります平成20年9月1日から適用するというものでございます。

以上、大変雑駁でございますが、議第57号 下田市議会の議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定についての説明を終わらせていただきます。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

議長（増田 清君） 当局の説明は終わりました。

本案に対する質疑を許します。

〔発言する者なし〕

議長（増田 清君） 質疑はないものと認めます。

ただいま議題となっております議第57号議案は、総務文教委員会に付託いたします。

議第58号の上程・説明・質疑・委員会付託

議長（増田 清君） 次は、日程により、議第58号 下田市営住宅条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

当局の説明を求めます。

番外。

建設課長（井出秀成君） 議第58号 下田市営住宅条例の一部を改正する条例の制定についてご説明申し上げます。

議案件名簿の33ページ、条例改正関係等説明資料25ページをお開き願います。

議第58号 下田市営住宅条例の一部を改正する条例の制定について。

下田市営住宅条例の一部を改正する条例を別紙、34ページのとおり制定するものでございます。

提案理由でございますが、公営住宅における暴力団員の傷害事件等、さまざまな問題が全国的に発生していることから、平成19年6月1日に国土交通省住宅局長より、公営住宅における暴力団排除についての基本方針が示されました。また、平成20年7月1日に下田警察署長より、公営住宅における暴力団排除についての協力体制等についての助言がありました。

このようなことから、市営住宅の入居者の安全で平穏な生活を確保するため、市営住宅における暴力団員の入居の排除について所要の改正を行うものでございます。

入居資格につきまして、第6条第1項第5号の次に1号を加え、暴力団員には市営住宅の入居資格がないことを定めたものでございます。平成3年法律第77号第2条第6号に規定する暴力団員とは、暴力団の構成員でございます。

同居の承認につきまして、第12条第1項の次に1項を加え、暴力団員の同居は承認してはならないことを定めたものでございます。

入居の承継につきまして、第13条第1項の次に1項を加え、暴力団員の入居の承継は承認してはならないことを定めたものでございます。

住宅の明け渡し請求につきまして、第40条第1項第6号の次に1号を加え、暴力団員であることが判明したときは、市営住宅の明け渡しを請求することができることを定めたものでございます。

使用者の資格につきまして、第49条第1項第4号で、暴力団員には市営住宅駐車場の使用資格がないことを定めたものでございます。

関係機関への意見聴取につきまして、市営住宅に入居しようとし、若しくは同居をしようとする者又は現に市営住宅に入居し、若しくは同居している者が暴力団員であるかの判断に当たり、関係機関の意見聴取について新たに56条で定めたものでございます。

そのほかの関連する条の番号等を整理したものでございます。

この条例は、公布の日から施行するものでございます。

なお、下田市営住宅から暴力団員を排除するに当たりましては、暴力団員であるかの判断、暴力団員からの不法行為等に対する支援等、下田市と下田警察署とが密接な連携を図る必要があると考え、条例の施行と同時に下田市と下田警察署と照会、情報提供、情報の管理、支援を主な内容とし、下田市営住宅における暴力案排除に関する協定書を締結する予定でございます。

以上で、大変雑駁ですが説明を終わらせていただきます。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

議長（増田 清君） 当局の説明は終わりました。

本案に対する質疑を許します。

質疑はございませんか。

5番。

5番（鈴木 敬君） すみません、これ現に下田市の市営住宅に居住する人で、現にあの人は暴力団であると疑わしいか、あるいは確定する条例成立後にはそれを確定して退去してもらおう、そのような該当する対象者というのは、現に存在するのかなのか、そこら辺、現状、この条例が成立したらすぐさまそういう作業に入らなければならないという、そのような対象者が現に下田市の市営住宅に居住しているのかなのか、そこら辺をちょっと教えてください。

議長（増田 清君） 番外。

建設課長（井出秀成君） 現在、市営住宅に入居している方で暴力団の方はございません。

議長（増田 清君） ほかに質疑ありませんか。

5番、まだありますか。

5番（鈴木 敬君） もう1点、これは上級法のほうとの関連あるんですね。市の条例だけではないですね。そこら辺のところ、一定、暴力団、暴力団は排除してもいいということとはありますけれども、そこら辺のところと、いわゆる人権、そこら辺との兼ね合いをどのようになっているのか、上級法のほうでどのように規定しているのか、あるいはそこら辺、この市の条例をどのように考えているのか、ちょっと1点お考えをお聞かせお願いします。

議長（増田 清君） 番外。

建設課長（井出秀成君） 冒頭のご説明の中で、国土交通省住宅局長よりその旨の通達が来ております。それらについて対応するのに、各自治体の条例を整備しなさいと、整備するに当たっての留意事項等も踏まえて来ていますので、それに沿って市の条例を整備するものでございます。

〔発言する者あり〕

建設課長（井出秀成君） 公営住宅法になりますけれども、公営住宅法になります。市の住宅に関しては公営住宅法になりますけれども。

〔発言する者あり〕

建設課長（井出秀成君） いえ、規定を設けるのであれば条例で、各自治体の条例で設けなさいと。

5番（鈴木 敬君） 公営住宅法そのものの中に、そのような暴力団員に関しては退去させるという、入居させないという、そういうふうな規定があるのかなのかということをお聞きしたいわけです。その上級法に基づいて市は市の市営住宅条例を今回改正するのかなのか、そこら辺をお聞きしたかったんです。

議長（増田 清君） 番外。

建設課長（井出秀成君） 公営住宅法そのものには文言はございません。通達の中で、繰り返しのお話ですけれども、通達に基づいて各自治体が定めるという形になっております。

議長（増田 清君） 最後です。

5番（鈴木 敬君） その場合、市が条例改正する根拠というのは何になるのかな。そういう暴力団といえども、言ってみれば人間であるわけだし、そこら辺を排除する根拠というのが上級法にないとしたら、市の条例自体の中にはないわけで、そこら辺の根拠というのがどこにあるのか、お聞かせください。

議長（増田 清君） 番外。

建設課長（井出秀成君） 暴力団そのものの判断は別の法律なんですけれども、その排除するか、排除の規定をどのように上級法で設けているかというご質問ですよ。

〔発言する者あり〕

建設課長（井出秀成君） 基本的には、先ほどから説明していますとおり通達に基づいての条例改正でございます。

議長（増田 清君） ほかに質疑ありませんか。

9番。

9番（増田榮策君） 1点だけちょっと確認しておきます。

今まで白浜の浜地で不法営業している暴力団の排除もできないので、果たしてこれ実効力があるのかなのかということになると、私も甚だちょっと疑問の点もあるものですから確認しておきますが、新聞等では住宅等で問題を起こすのは精神異常者、そういう者とか、隣とのトラブルで事件を起こすとか、そういったものが多いんですけれども、この暴力団を市の施設には暴力団の使用を許可しないというのがありますよね。例えば市民文化会館とかそういうものを許可しないというようなのがありまして、住宅は今回初めて出てきたのですけれども、この暴力団の認定というのが非常に私は難しいと思うんですね。暴力団であるということの認定。

これを借りるときに誓約、例えば私は暴力団ではありませんということを誓約するような方法であれば、暴力団ということをやつたわなくても、それはかなりの排除はできるんじゃないのかなと、そういうふうに素朴な疑問を持つんです。

それで、暴力団とは何ぞやといえますと、暴走族とか右翼とかいろんな団体がありますけれども、一般的に暴力団となると、警察の指定暴力団の指定を受けた団体が暴力団といわれ

ているんですけれども、ここでいう暴力団というのはどういう団体を指す、要するに暴力団というのはどういう、ただの漠然とした暴力団というだけじゃなくて、どの範囲を指すのか、ちょっとその辺のところを2点お尋ね、聞かせてください。

議長（増田 清君） 番外。

建設課長（井出秀成君） 暴力団の規定につきましては、先ほどもご説明しましたけれども、平成3年法律第77号の話ですけれども、暴力団の構成員ということですので、関連して関係機関との意見聴取ということで、我々では当然判断できませんので、警察署に対してその入居申請があった段階で照会をします。そこで判断をさせていただきます。

2つとおっしゃいましたが、もう一つは何でしたか。

議長（増田 清君） 9番。

9番（増田榮策君） そうしますと、入居の段階で申し込みのあった人は、例えばこの関係団体というと警察とか裁判所になると思うんですけれども、これに逐一問い合わせることになりますか。

議長（増田 清君） 番外。

建設課長（井出秀成君） 原則的にはそのようなことを考えております。

議長（増田 清君） ほかに。

9番、最後です。

9番（増田榮策君） 結局、だから私、認定が難しいと言ったことは、一般の人のことを暴力団か暴力団じゃないか認定を一々警察や裁判所に問い合わせること自体が、私はこの条例はふさわしくないような気がするんですよ。家族構成、例えば子供が暴力団でなくても暴力団の人とつき合っているとか、全身にタトゥーを入れているとか、これはもうざらにいますよ、今ね。それを果たして暴力団かといえば暴力団ではない人もいますよ。ただ見かけは暴力団のような人もいます、はっきり言って。もう上から下までタトゥーを入れてね、そういう若い人もいます。そういう人を隣の人が見たら、あれ暴力団じゃないかと、そういうことはあると思います。ですが、入居者全員を暴力団か暴力団じゃないかを問い合わせるとか、家族調書を警察に持って行って、暴力団、この中にいませんかと。見ることと同じ、そういうことですよ。ちょっとそれは行政としては行き過ぎのところがあるんじゃないだろうかと思うんですが、その点いかがですか。

議長（増田 清君） 番外。

建設課長（井出秀成君） ご指摘の点につきましては、我々のほうも正直なところ暴力団の

判断の取り扱いについての関係で、事前協議、その協定の中での警察署との事前協議をしているんですけれども、その中でこれから最終的なこの議会議決を得た後に協定書の最終的な協定締結をしようと考えておりますので、その中でその辺も含めて再度検討しながら協定を結ぶようにしていきたいと思えます。

議長（増田 清君） ほかに質疑はございませんか。

2 番。

2 番（藤井六一君） 似たような質問になろうかと思えますけれども、住宅入居申請をするときに、私は暴力団ですと名札かけて来る人はいませんよね。そうしたときに、まず最初どういう判断で、何を基準にその関係機関に照会をするのかしないのか。警察で言うのは暴対法ですか、その中で指定暴力団というのが指定してあるわけです、大きい山口組だとか住吉連合だとかという。そうした暴対法の中で、要するに新聞記事書くときに、要するに丸暴、丸暴といいますけれども、暴力団員と書ける人と書けない人があるわけですよ。指定してあるかないかということですね、そこで分けられるわけですが、そういう分け方を目視でやるのかどうするのか、全員をまずチェックするのか、ちょっとその辺、実際に非常に難しい問題があるかと思えます。

それから、それが一つ関門があるわけですが、この住宅の入居については何か委員会があるんですよ、入居させるかしないかという委員会がね。以前は建設委員会何か充て職で入っていましたけれども、そうするとその委員会にかかわるときには、既にもうふるいで振ってきたものがかかるわけですよ。そこで暴力団がどうのこうのという議論はもうないわけですよ、その委員会に対して、委員会に出てきたものはすべてきれいに洗浄されたものが出てくるわけですよ。そういうことになるわけですよ。そうしますと、今増田議員が質問されたように、やはりどういう方法でこれが暴力団であるのかないのかということの、この選定が非常に難しくなると思えますけれども、もう少しはっきりした線をとるか、何かそこではっきりしたものがないとね、非常に現場戸惑うんじゃないかなという気がいたしますけれども、もう一度その辺を聞かせてください。

議長（増田 清君） 番外。

建設課長（井出秀成君） ご指摘のとおり、下田市営住宅の管理委員会がございます。そこで申請が上がってきた方々を1戸の住宅が空いていて5名の申し込みがあれば、5名の中から1名を選ばなければなりませんので、そういった審査を行います。当然その入居資格のある方が審査されるわけですので、もう入居資格がございませんので、そういったところには

上がってきません。その問題になるのは、先ほどの増田議員さんと同じご質問で、その暴力団員の判断、あるいは判断方法、あるいはその判断のもとといたしますか、その下田警察署との協力、そこに照会して回答を得る、あるいはこういったことができるのかなんですけれども、事前に暴力団員の情報をもろう、それができるのかどうかはちょっと疑問なんですけれども、その辺も含めて下田署との協定を結ぶときにしっかり詰めて施行に対応していきたいと、このように思っております。

議長（増田 清君） 2番。

2番（藤井六一君） 蛇足になりますけれども、そうしますと疑わしきは罰せずじゃなくて、疑わしきはすべて照会するという、そういうことになるわけですよね。そういうことでしょうか。

議長（増田 清君） 番外。

建設課長（井出秀成君） 疑わしいのは我々も判断できませんので、そこは照会せざるを得ないと思います。

議長（増田 清君） 2番。

2番（藤井六一君） 疑わしいのか疑わしくないのかがわからないからということになると、全員照会ということになるわけですね、そうしますと。入居申請者は全員、とりあえず警察との照会の中で、まずふるいをかけると、全員をかけるということになるわけですね。そういう判断でよろしいでしょうか。

議長（増田 清君） 番外。

建設課長（井出秀成君） 申請者をすべてその都度照会かけるというのは、私もちょうとかがなもののかなとは思いますが、その辺を協定を結ぶときに、いかに一般市民にというと変ですけれども、どのように狭い範囲の中でうまく対応できるのかを詰めさせていただきたいと思います。

議長（増田 清君） ほかに質疑ありませんか。

7番。

7番（田坂富代君） 1点聞きます。

こういう系統の条例、他の自治体ではどの程度実施されているのか、伺います。

議長（増田 清君） 番外。

建設課長（井出秀成君） 平成20年の何月かはちょっとわかりませんが、既に施行されているところが熱海市と浜松市が既に施行されております。今回条例制定するに当たりま

して、ちょっと東部地区について確認をさせていただきました。その段階では、ちょっと6月の段階だったんですけれども、沼津市さん、裾野市さん、富士市さん、富士宮市さん、伊豆市さん、伊豆の国市さん、伊東市さんが9月か12月からちょっとわからないんですけれども、どちらかでということで、今回の議会にそれぞれの今報告した市は上程をするというふうに聞いております。

議長（増田 清君） ほかに質疑はございませんか。

〔発言する者なし〕

議長（増田 清君） これをもって質疑を終わります。

ただいま議題となっております議第58号議案は、産業厚生教委員会に付託いたします。
ここで10分間休憩いたします。

午後 2時18分休憩

午後 2時28分再開

議長（増田 清君） 休憩を閉じ会議を再開いたします。

議第59号～議第67号の上程・説明・質疑・委員会付託

議長（増田 清君） 次は、日程により、議第59号 平成20年度下田市一般会計補正予算（第5号）、議第60号 平成20年度下田市稲梓財産区特別会計補正予算（第1号）、議第61号 平成20年度下田市下田駅前広場整備事業特別会計補正予算（第1号）、議第62号 平成20年度下田市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）、議第63号 平成20年度下田市老人保健特別会計補正予算（第2号）、議第64号 平成20年度下田市介護保険特別会計補正予算（第1号）、議第65号 平成20年度下田市集落排水事業特別会計補正予算（第1号）、議第66号 平成20年度下田市下水道事業特別会計補正予算（第2号）、議第67号 平成20年度下田市水道事業会計補正予算（第1号）、以上9件を一括議題といたします。

当局の説明を求めます。

番外。

企画財政課長（土屋徳幸君） それでは、私のほうからは議第59号から議第66号までの8件につきまして一括ご説明申し上げます。

まず、議第59号 平成20年度下田市一般会計補正予算（第5号）についてご説明いたしますので、お手元に浅黄色の補正予算書と補正予算の概要をご用意いただきたいと思います。

このたびの一般会計の補正の主な理由は、歳入では地方特例交付金、普通交付税等の確定による増減、公的資金繰上償還のための減債基金からの繰り入れ、市有地売却収入及び平成19年度特別会計決算に伴う精算金の受け入れ等、平成19年度一般会計決算に伴う繰越金の確定に伴うもの等であります。

一方歳出では、繰越金の確定に伴う財政調整基金積立金、減債基金積立金の追加、ごみ焼却場等の原油高騰に伴う燃料費の追加補正、全国瞬時警報システム整備事業、爪木崎水仙園整備事業、下田公園整備事業及び道路、河川、排水路等の維持費の追加補正が主なものでございます。

それでは、補正予算書の1ページをお開きください。

第1条の歳入歳出予算の補正でございますが、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3億2,112万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ90億2,555万9,000円とするものでございます。

第2項の歳入歳出予算の補正の款項の主な内容につきましては、補正予算の概要によりまして後ほどご説明させていただきます。

第2条の地方債の補正でございますが、6ページをお開きください。

第2表地方債補正の1追加は1件で、全国瞬時警報システム、いわゆるJ - A L E R T整備事業で、起債した総事業費の1,000万円の90%の900万円を借り入れるというもので、起債の方法、利率、償還の方法等は記載のとおりであります。

続いて、2の変更につきましては、臨時財政対策債が60万円の追加で、不足補正の確定に伴い発行可能額の増額であります。

次の水産業債以下は、繰上償還に関するもので、水産業債は660万円の減額、港湾債は360万円の減額、小学校債は当初の1,110万円のうち530万円を繰上償還し、残りの580万円を低利のものに借りかえるもので、合計1,550万円の減額となるもので、起債の方法、利率、償還の方法等は変更ありません。

それでは、歳入歳出予算の款項の主な内容につきましてご説明いたしますので、浅黄色の補正予算概要の2ページをお開きください。

初めに歳入でございますが、企画財政課関係といたしましては、10款1項1目地方特例交付金は249万円の減額で、20年度地方特例交付金の額が確定したことによるものでございます。

10款2項1目特別交付金は15万7,000円の追加で、減税補てん地方特例交付金が平成19年

度で廃止になったことに対する経過措置によるものでございます。

11款 1項 1目地方交付税は6,582万2,000円の追加で、交付額の確定に伴うものでございます。

18款 1項 2目総務費寄附金は3万2,000円の追加で、補正内容欄記載の歴史的まちなみ景観整備基金3万円は、あじさい祭りのボクシング興行売上金の一部を興行指定寄附として受け入れるもの、歴史的まちなみ景観整備基金（ふるさと納税分）の1,000円、ふるさと応援基金の1,000円は、それぞれふるさと納税に関する科目存置でございます。

19款 2項 1目減債基金繰入金は1,567万2,000円の追加で、先ほど地方債の変更で申し上げた公的資金繰上資本のための財源として繰り入れるもの。

20款 1項 1目繰越金は1億8,327万9,000円の追加で、平成19年度決算が確定したことにより、最終的には2億7,327万9,000円となるものでございます。

21款 5項 3目総務費過年度収入は15万円の追加で、平成19年度南伊豆地区広域市町村圏協議会の平成19年度決算確定に伴う負担金の還付受け入れであります。

21款 5項 4目雑入は29万円の追加で、南伊豆地区1市3町合併協議会設置準備会の開催に伴う精算金の受け入れでございます。

22巻 1項 1目地域防災対策債は900万円の追加で、全国瞬時警報システム、いわゆるJ - A L E R T整備事業の起債対象事業費1,000万円の90%を借り入れるというものでございます。

同 3目水産業債660万円の減額、同 4目港湾債の360万円の減額、同 5目小学校債の530万円の減額は、先ほど地方債の変更で申し上げた公的資金繰上償還に伴う起債の減額でございます。

同 6目臨時財政対策債は60万円の追加で、不足補正確定に伴う発行可能額の追加でございます。

続いて、総務課関係では、16款 3項 6目権限移譲事務交付金は125万3,000円の追加で、平成19年度移譲事務実績による額の確定で84万3,000円及び本年9月よりスタートした旅券事務の事務経費の41万円でございます。

17款 2項 1目不動産売却収入は334万2,000円の追加で、横川の宅地及び白浜雑種地の2件の市有地の売却によるものでございます。

続いて、市民化関係では、16款 2項 1目地域防災対策費補助金は37万5,000円の追加で、上下水道課の非常用給水タンク等購入事業の県補助金を防災対策で受け入れ、同額水道事業

会計へ繰り出すものでございます。

4ページをお願いいたします。

21款5項3目一部事務組合過年度収入は325万7,000円の追加で、下田地区消防組合平成19年度決算に伴う負担金の精算金を受け入れるもの。

同4目消防団退職報償金受入金は480万9,000円の減額で、退職団員数の減によるもの。

同15節雑入の100万円の減額は、助成事業として採択がなされなかったことによるものでございます。

続いて、福祉事務所関係では、16款2項2目社会福祉補助金は50万1,000円の追加で、障害者自立支援対策費としてワークあおぞらへの通所者送迎車両維持費の県の補助分。

18款1項3目社会福祉費寄附金は1,000円の追加で、ほのぼの福祉基金のふるさと納税分として科目存置。

21款5項3目民生費過年度収入は355万9,000円の追加で、平成19年度障害者自立支援給付実績によるもの。

同4目同級他団体受入金は16万7,000円の追加で、ワークあおぞらへの送迎車両維持費のタショウ負担分であります。

続いて、健康増進課関係では、19款1項3目老人保健特別会計繰入金の3,820万9,000円の追加及び同4目介護保険特別会計繰入金の1,312万2,000円の追加は、それぞれ平成19年度決算に伴う精算受入金であります。

続いて、環境対策課関係では、21款5項3目一部事務組合過年度収入は357万4,000円の追加で、南伊豆衛生プラント組合の平成19年度決算に基づく負担金の精算受入金であります。

続いて、産業振興課関係では、16款2項4目農業費補助金は11万4,000円の減額で、米耕作者及び貸付面積の減に伴うもの。

18款1項6目林業費寄附金は緑の基金のふるさと納税分の科目存置であります。

続いて、建設課関係では、14款1項6目住宅使用料は補正額はありませんが、特定財源の充当組みかえの変更で、当初起債元金に充当のものをこのたび修繕に要する経費が生じたため修繕費に変更するものでございます。

16款2項6目住宅費補助金は167万円の追加で、河内入沢急傾斜地倒壊対策事業の測量業務経費の45%を県より受け入れるもの。

21款5項4目雑入は99万8,000円の追加で、静岡県グリーンバンク優良景観樹木保全事業補助金として、松くい虫防除事業の2分の1を受け入れるものでございます。

続いて、学校教育課関係では、18款1項3目児童福祉費寄附金、同5目教育費寄附金のそれぞれの補正は、補正内容欄記載の基金のふるさと納税分の科目存置でございます。

続いて、歳出でございます。6ページをお願いいたします。

人事異動に関係する人件費を除く主なものは、企画財政課関係では、2款1項9目0300財政管理事務のうち人件費以外の3,000円の追加は、ふるさと納税の郵便振込手数料。

2款1項10目0380財政調整基金は2億円の追加で、平成19年度決算確定に伴い繰越金が確定したことによる積立金の計上であります。

同16目0385減債基金は3,901万5,000円の追加で、平成20年度から平成21年度の繰上償還財源として積み立てるものでございます。

同19目0400歴史的まちなみ景観整備基金は3万1,000円の追加で、そのうち3万円は歳入で申し上げたあじさい祭りボクシング興行売上金の一部の指定寄附を積み立てるもの、残りの1,000円はふるさと納税に係る科目存置であります。

同20目0405ふるさと応援基金は1,000円の追加で、ふるさと納税に係る科目存置。

2款9項1目0910電算処理総務事業の906万5,000円の追加のうち、955万5,000円は住民税法改正に伴う年金からの特別徴収システム改修委託経費であります。

11款1項2目7710起債利子償還事務は1,223万2,000円の減額で、平成19年度地方債借入利率の確定によるものであります。

12款1項1目一般会計予備費は1,215万4,000円の追加で、歳入歳出調整額であります。

続いて、総務課関係では、2款1項1目0110総務関係人件費は213万1,000円の追加で、補正内容欄記載のとおり、職員人件費は1,827万円の減額であります。本年度退職者の退職手当特別負担金が1,928万円の追加、その他臨時雇賃金が112万1,000円の追加であります。

2款1項3目0140行政管理総務事務は15万円の追加で、公用車用のポータブルナビゲーションを購入するもの。

同5目0210財産管理事務の56万5,000円の追加は、四丁目の市有地周囲に落石等に対する防護ネットを設置する工事費50万円が主なものでございます。

同6目0142庁舎管理事業は81万9,000円の追加で、公共施設アスベスト分析業務委託は、制度改正により調査対象物質の増加及び基準の変更等により、再度調査が必要となったものであります。

続いて、8ページをお願いいたします。

税務課関係では、2款2項2目0470市民税課税事務で14万円の追加の主なものは、住民税

e L T A X支援サービスの平成21年4月から3月までの3カ月分の利用料9万円、地方税電子化協議会への負担金5万円でございます。

続いて、市民課関係では、2款3項1目0500戸籍住民基本台帳事務は276万1,000円の減額であります。追加として旅券発行事務関係の庁用備品等16万円がございます。

2款8項1目0862防災用機材管理整備事業は2,000万円の追加で、従来のエビレスにかわる全国瞬時警報システム、いわゆるJ - A L E R T整備工事費の計上であります。

8款1項1目5800下田地区消防組合負担金は650万7,000円の減額で、基準財政需要額の確定による負担率の見直し及び事業費の減によるものでございます。

同2目5810消防団活動推進事業は585万9,000円の減額で、団員退職報償金は対象団員数の減による480万9,000円の減、消防用備品100万円の減は助成事業に採択されなかった理由によるものでございます。

続いて、福祉事務所関係では、3款1項2目1050身体障害者施設入所支援事業は22万円の減額で、伊東市にあります障害者支援施設碧の園の作業棟増築に関する負担金が不用となったもの。

同1052在宅身体障害者（児）援護事業の256万7,000円の追加は、平成19年度医療費実績に伴う国庫返還金227万7,000円と県費返還金の29万円であります。

同1053地域生活支援事業は26万3,000円の追加で、平成19年度支援事業の実績による国庫・県費返還金であります。

同1054身体障害者福祉推進事務は66万8,000円の追加で、歳入で申し上げたワークあおぞらの通所者のための送迎車両2台分の維持費補助であります。

同1061障害者認定調査等事務は3万6,000円の追加で、平成19年度事務実績に伴う国庫返還金。

同6目1150ほのぼの福祉基金1,000円の追加は、ふるさと納税分の科目存置であります。

3款4項1目1750生活保護総務事務は293万5,000円の追加で、平成19年度事業実績に伴う国庫・県費返還金が主なものでございます。

続いて、健康増進課関係では、3款2項7目1420介護保険施設等対策事業は2,000円の追加で、介護保険低所得者利用者負担軽減措置事業の県費精算返還金。

3款7項1目1901国民健康保険会計繰出金は32万円の追加で、人件費などの繰出金であります。

3款8項1目1950介護保険会計繰出金の8万6,000円の追加は、地域支援事業の追加分が

主なものでございます。

続いて、10ページをお願いいたします。

3款9項1目1960後期高齢者医療事業は247万8,000円の追加で、広域連合負担金84万6,000円の追加は医療給付費の見込みによるもの、163万2,000円の国庫返還金は平成19年度後期高齢者医療制度円滑導入国庫補助金の返還金であります。

4款2項1目2151保険対象事業は16万円の追加で、健康増進計画アンケート調査の郵便料であります。

続いて、環境対策課関係では、4款3項3目2281ごみ収集車両管理事業67万6,000円の追加は、原油高騰による燃料費の追加。

同4目2300焼却場管理事務の1,755万3,000円の追加のうち、燃料費132万3,000円の追加、光熱水費525万円の追加は、それぞれ原油高騰の影響で重油代の追加及び電気料の追加であります。修繕料1,000万円の追加は緊急修繕のたぐいのものでございます。

4款3項8目2400南豆衛生プラント組合負担金は208万4,000円の追加で、原油高騰による燃料費等ランニングコストの増が主なものでございます。

同4項1目2410水道事業会計繰出金は37万5,000円の追加で、歳入で申し上げた地域防災対策県補助金を、非常用給水タンク等の購入財源として水道事業会計に繰り出すものでございます。

続いて、産業振興課関係では、5款1項3目3100農業振興事業は4万8,000円の減額で、歳入での農業費補助金の減額に伴う補正内容欄記載の事務費の減額であります。

同5目3200農用施設維持管理事業の3万円の減額のうち、農業用施設維持補修用資材は10万円の追加で、生コン、モルタル等の資材購入であります。

5款2項1目3350林業振興事業は11万5,000円の追加で、3事業の事業箇所増加による協会負担金の増。

同6目3550みどりの基金1,000円の追加は、ふるさと納税による科目存置であります。

5款4項4目3880田牛地区排水処理施設管理事業は480万円の追加で、田牛集落排水処理施設中継ポンプ場改良工事のために繰り出すものであります。

続いて、12ページをお開きください。

6款1項2目4051中小企業金融対策事業2,000円の減額、同4目4130勤労者対策事業1万円の減額は、平成19年度実績がなかったものであります。

続いて、観光交流課関係では、6款2項2目4252観光振興推進事業は160万円の追加で、

本年度より伊豆早春フラワーウォーキングに事業復帰することに伴う負担金であります。

同 3 目4355爪木崎水仙園整備事業は300万円の追加で、補正内容欄記載のとおり、ごみ防護防風ネット取りかえ等工事費で290万円、消耗品で10万円であります。

続いて、建設課関係では 7 款 2 項 1 目4550道路維持事業は2,070万円の追加で、各区からの要望に対する市道維持補修工事等が主なもの。

同 2 目4570交通安全施設整備事業は100万円の追加で、宇土金線、ヨコイ線のガードレール設置工事等。

7 款 3 項 1 目4800河川維持事業の400万円の追加、同 2 目4900排水路維持事業の230万円の追加は、各区からの要望に対応するもの。

7 款 5 項 4 目5250都市公園維持管理事業30万円の追加は、ホアン町裏にある倉庫の解体費用であります。

同5300下田公園（あじさい関連）整備事業は300万円の追加で、補正内容欄記載のとおり、あじさい補植工事、間伐・除伐業務委託が主なものでございます。

7 款 6 項 1 目5500下水道会計繰出金の300万円の減額は、繰上償還に伴う利息軽減によるもの。

同 7 項 1 目5600市営住宅維持管理事業は50万円の追加で、各市営住宅の修繕料。

同 3 目5630急傾斜地崩壊対策事業は376万2,000円の追加で、歳入でも触れさせていただいた河内入沢急傾斜地崩壊対策事業の用地測量で317万3,000円、全国治水砂防協会負担金 4 万 9,000円の追加は、事業実績の増に伴うものでございます。

続いて、学校教育課関係では、3 款 3 項 3 目1550公立保育所管理運営事業の518万2,000円の追加のうち、修繕料36万2,000円は下田保育所以下の修繕であります。

同 4 目1600民間保育所事業は 7 万7,000円の追加で、平成19年度保育所運営費負担金の精算による国県返還金であります。

続いて、14ページをお願いします。

3 款 3 項 8 目1730子育て支援基金は1,000円の追加で、ふるさと納税に係る科目存置。

9 款 1 項 2 目6010教育委員会事務局総務事務の617万3,000円の追加のうち、小中学校児童生徒対外派遣費補助金は140万円の追加で、中体連の成果により遠征費の増額が必要となったもの。下田市立学校統合準備委員会委員報酬は12万8,000円で 4 回の開催を予定しております。

同 4 目6031特別支援教育体制推進事業は65万円の追加で、特別支援対象事業の増加により、

教員OB等による支援員を1名増員するもの。

同5目6040教育振興基金、同6目6045奨学振興基金のそれぞれ1,000円計上は、ふるさと納税に係る科目存置であります。

9款2項1目6050小学校管理事業の31万4,000円の追加、9款3項1目6150中学校管理事業の13万円の追加は、それぞれ防犯ブザー更新の消耗品費が主なものでございます。

9款4項1目6250幼稚園管理事業の65万円の追加のうち、旅費の7万円は教員の研修旅費でございます。

9款7項1目6800学校等給食管理運営事業が253万4,000円の減額で、そのうち調理用備品の更新分で7万6,000円の追加でございます。

続いて、生涯学習課関係では、9款5項4目6500芸術文化振興事業は12万8,000円の追加で、国民文化祭茨城大会の研修視察旅費であります。

9款8項1目6900市民文化会館管理運営事業は347万3,000円の追加で、練習室2室及びリハーサル室の空調設備の改良工事でございます。

以上で、議第59号 平成20年度下田市一般会計補正予算(第5号)の説明を終わらせていただきます。

続きまして、議第60号 平成20年度下田市稲梓財産区特別会計補正予算(第1号)についてご説明いたします。

補正予算書の63ページをお開きください。

第1条の歳入歳出予算の補正でございますが、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ33万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ143万7,000円とするものでございます。

第2項の歳入歳出予算の補正の款項の主な内容につきましては、説明資料によって説明させていただきますので、補正予算の概要の16ページをお開きください。

まず、歳入でございますが、3款1項1目繰越金は33万7,000円の追加で、平成19年度決算確定によるものでございます。

続いて、歳出でございますが、5款1項1目予備費の33万7,000円の追加は、繰越金を予備費に計上したものでございます。

以上で、議第60号 下田市稲梓財産区特別会計補正予算(第1号)の説明を終わらせていただきます。

続きまして、議第61号 平成20年度下田市下田駅前広場整備事業特別会計補正予算(第1

号)についてご説明いたします。

補正予算書の75ページをお開きください。

第1条歳入歳出予算の補正でございますが、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ19万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,219万1,000円とするものでございます。

第2項の歳入歳出予算の款項の主な内容につきましては、補正予算の概要によって説明させていただきますので、補正予算の概要の18ページをお開きください。

まず、歳入でございますが、3款1項1目繰越金は19万1,000円の追加で、前年度決算確定に伴うもの。

続いて、歳出の4款1項1目予備費は同額の補正で、繰越金を予備費に計上したものでございます。

以上で、議第61号 平成20年度下田市下田駅前広場整備事業特別会計補正予算(第1号)の説明を終わらせていただきます。

続きまして、議第62号 平成20年度下田市国民健康保険事業特別会計補正予算(第2号)についてご説明いたします。

補正予算書の87ページをお開きください。

第1条の歳入歳出予算の補正でございますが、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ339万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ34億8,435万1,000円とするものでございます。

第2項の歳入歳出予算の補正の款項の主な内容につきましては、説明資料によって説明させていただきますので、補正予算の概要の20ページをお開きください。

まず、歳入でございますが、4款1項1目療養給付費交付金過年度分は307万8,000円の追加で、平成19年度実績に伴う療養給付費の交付金の過年度分の受け入れ。

9款1項1目事務費等一般会計繰入金は32万円の追加で、一般会計でも申し上げましたが、人事異動に伴う人件費のルール分の受け入れであります。

続いて、歳出の9款1項1目8490国民健康保険診療報酬支払準備基金は2,500万円の減額で、財源調整のため積み立てを見送ることとしたもの。

11款1項3目8530国民健康保険償還金事務は2,543万9,000円の追加で、前年度退職者医療・療養給付費返還金は実績に基づき100万円の減、一方、一般医療・療養給付費等負担金は実績に基づき2,643万9,000円の返還金の追加であります。

12款 1 項 1 目予備費は263万9,000円の追加、歳入歳出調整額でございます。

以上で、議第62号 平成20年度下田市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）の説明を終わらせていただきます。

続きまして、議第63号 平成20年度下田市老人保健特別会計補正予算（第2号）についてご説明いたします。

補正予算書の103ページをお開きください。

1 条の歳入歳出予算の補正でございますが、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3,989万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2 億9,799万4,000円とするものでございます。

第2 項の歳入歳出予算の補正の款項の主な内容につきましては、説明資料によって説明をさせていただきますので、補正予算の概要の22ページをお開きください。

まず、歳入でございますが、1 款 1 項 1 目支払基金医療費交付金・過年度分の457万2,000円の追加及び2 款 1 項 1 目国庫負担金・過年度分の245万5,000円の追加は、平成19年度実績に伴う過年度分の受け入れ。

5 款 1 項 1 目繰越金は3,286万7,000円の追加で、決算の確定に伴うものでございます。

続いて、歳出の3 款 1 項 1 目8640老人保健償還金は168万5,000円の追加で、県費返還金の133万1,000円は、旅費分の県費精算返還金、支払基金交付金返還金35万4,000円の追加は、審査支払手数料の精算分であります。

3 款 2 項 1 目8660老人保健一般会計繰出金は3,820万9,000円の追加で、決算に基づき一般会計へ繰り出すものでございます。

以上で、議第63号 平成20年度下田市老人保健特別会計補正予算（第2号）の説明を終わらせていただきます。

続きまして、議第64号 平成20年度下田市介護保険特別会計補正予算（第1号）についてご説明いたします。

補正予算書の115ページをお開きください。

第1 条の歳入歳出予算の補正は、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ4,247万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ19億547万5,000円とするものでございます。

第2 項の歳入歳出予算の補正の款項の内容につきましては、説明資料にてご説明いたしますので、補正予算の概要の24ページをお開きください。

まず、歳入でございますが、3款2項2目国庫補助金・地域支援事業交付金（介護予防事業）・現年度分は23万6,000円の追加で、介護予防特定高齢者事業の生活機能評価事務費に関するもの。

同3目国庫補助金・地域支援事業交付金（包括的支援・任意事業）・年年度分は10万1,000円の追加で、ケアマネジメント事業人件費に対応するもの。

4款1項2目支払基金交付金・地域支援事業支援交付金・現年度分の29万3,000円の追加及び5款2項1目県補助金・地域支援事業交付金（介護予防事業）・現年度分の11万8,000円の追加は、介護予防特定高齢者事業の特定機能評価事務費に当たる対応をするもの。

同2目県補助金・地域支援事業交付金（包括的支援・任意事業）・現年度分が5万円の追加で、3款2項3目の国庫補助金と同様、ケアマネジメント事業人件費に対する県費補助金であります。

8款1項2目地域支援事業交付金一般会計繰入金（介護予防事業）・現年度分は1万8,000円の追加で、介護予防特定高齢者事業の生活機能評価事務費市負担分の受け入れ。

同3目地域支援事業交付金一般会計繰入金（包括的支援・任意事業）・現年度分は5万円の追加で、ケアマネジメント事業の市負担分の受け入れであります。

同4目職員給与費等一般会計繰入金は8万2,000円の減額で、人件費に関するもの。

8款2項1目介護給付費準備基金繰入金は22万9,000円の追加で、介護保険事業の増に伴う財源調整の繰り入れであります。

9款1項1目繰越金は4,134万7,000円の追加で、平成19年度決算確定に伴うものであります。

10款3項5目介護保険過年度収入は、平成19年度地域支援事業の実績に伴う国県交付金の精算受入金であります。

続いて、26ページの歳出でございますが、1款1項1目9200介護保険総務事務の8万2,000円の減額は人件費が主なものでございます。

5款1項1目9327介護予防特定高齢者施策事業費は94万5,000円の追加で、生活機能評価事務の臨時雇賃金。

5款2項1目9347介護予防ケアマネジメント事業費の12万円の追加、同2目9349総合相談事業費の5万円の追加、同4目9353包括的・継続的ケアマネジメント事業の8万円の追加までは職員人件費。

6款1項1目9375介護給付費準備基金積立金は1,406万9,000円の追加で、保険料の精算額を

積み立てるものでございます。

7款1項2目9396第1号被保険者保険料還付金は55万8,000円の追加であります。

7款1項3目9397介護保険償還金事務は1,361万3,000円の追加で、給付費負担金、支払基金交付金、県負担金のそれぞれの精算に伴う返還金であります。

7款2項1目9398介護保険一般会計繰出金は1,312万2,000円の追加で、平成19年度決算精算に伴う一般会計への繰出金であります。

以上で、議第64号 平成20年度下田市介護保険特別会計補正予算（第1号）の説明を終わらせていただきます。

続きまして、議第65号 平成20年度下田市集落排水事業特別会計補正予算（第1号）についてご説明いたします。

補正予算書の133ページをお開きください。

第1条の歳入歳出予算の補正は、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ537万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2,137万9,000円とするものでございます。

第2項の歳入歳出予算の補正の款項の内容につきましては、説明資料にてご説明いたしますので、補正予算の概要の28ページをお開きください。

まず、歳入でございますが、3款1項1目一般会計繰入金は480万円の追加で、歳出で申し上げます排水処理施設中継ポンプ場の改良工事財源として繰り入れるもの。

4款1項1目繰越金は57万9,000円の増額で、平成19年度決算により確定したものであります。

続いて、歳出でございますが、1款1項1目9000田牛地区排水処理施設管理事業は480万円の追加で、排水処理施設中継ポンプ場改良工事を行うものというもの。

3款1項1目集落排水予備費は57万9,000円の追加で、歳入歳出の調整額でございます。

以上で、議第65号 平成20年度下田市集落排水事業特別会計補正予算（第1号）の説明を終わらせていただきます。

続きまして、議第66号 平成20年度下田市下水道事業特別会計補正予算（第2号）についてご説明いたします。

補正予算書の145ページをお開きください。

第1条の歳入歳出予算の補正は、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ211万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ29億203万8,000円とするもので

ございます。

第2項の歳入歳出予算の補正の款項の内容につきましては、補正予算の概要によりまして後ほど説明させていただきます。

第2条の地方債の補正でございますが、148ページをお開きください。

第2表の地方債補正変更は、公共下水道事業の幹線管渠築造事業の事業費の追加による110万円の追加で、起債の方法、利率、償還の方法は変更ありません。

それでは、歳入歳出予算の款項の主な内容につきましてご説明いたしますので、補正予算の概要の30ページをお開きください。

まず、歳入でございますが、1款1項1目下水道事業負担金は285万円の減額で、受益者負担金において平成20年度納期到来のものが一部平成19年度中に納入されたことによる当該年度の調定減によることが主なもの。

5款1項1目一般会計繰入金は300万円の減額で、起債繰上償還による利息の軽減によるもの。

6款1項1目繰越金は263万8,000円の追加で、平成19年度決算の確定によるものであります。

8款1項1目下水道事業債は110万円の追加で、歳出にて触れさせていただきますが、起債対象外の下水道事業再評価業務委託の入札差金分を、起債対象である幹線管渠築造工事に組みかえることにより、その分起債が増額となるものでございます。

続いて、歳出でございますが、1款2項2目8820下水道施設管理事業は200万円の追加で、浄化センター最終沈殿池サイクロン減速機の交換補修が主なものであります。

2款1項1目8830下水道管幹線管渠築造事業は124万円の減額で、人件費以外は歳入で申し上げた事業再評価業務委託の入札差金237万3,000円を、同額幹線管渠築造工事に組みかえるものでございます。

3款1項1目8850下水道起債元金償還事務は144万9,000円の追加で、公益企業金融公庫平成19年度借りがえ債の当初、予定利率3%が2.4%と低く借り入れることが可能となった旨、元金償還額が前倒しとなるものにより増額となるものでございます。

同2目8860下水道起債利子償還事務は777万8,000円の減額で、平成19年度繰上償還等借りがえ効果及び金利低減による減額であります。

4款1項1目予備費は310万7,000円の追加で、歳入歳出調整額であります。

以上で、議第59号から議第66号までの8件の補正予算の説明を終わらせていただきます。

よろしくご審議のほどお願いいたします。

議長（増田 清君） 番外。

上下水道課長（滝内久生君） それでは、水道事業会計の補正予算についてご説明申し上げます。

お手元の水色の水道事業会計補正予算書のご用意をお願いいたします。

議第67号 平成20年度下田市水道事業会計補正予算（第1号）でございます。

予算書の1ページをお開きください。

補正第1号の主な内容でございますが、収益的収入及び支出におきまして、収入で、本年度当初より予定しておりました給水パック、給水タンク、発動発電機等の購入に対する静岡県地域総合防災事業補助金の受け入れ、支出で、人事異動に伴う人件費の増減、決算確定に伴う減価償却費の増減、借りかえ債利率確定に伴う企業債利息の減額、資本的支出の増額に伴う消費税及び地方消費税の減額でございます。

資本的収入及び支出におきまして、収入で、第6次拡張事業に対する静岡県簡易水道等施設整備事業補助金の追加、支出で、改良工事は柿崎地区配水管改良工事及び落合浄水場の炉キュレーター改良工事の追加、繰上償還に伴う企業債償還元金の減額、決算確定に伴う国庫補助金返還金の追加が主なものでございます。

まず、第1条でございますが、平成20年度下田市水道事業会計補正予算（第1号）は、次に定めるものでございます。

第2条は、業務の予定量で、平成20年度下田市水道事業会計予算第2条を次のとおり補正するものとしたしまして、第4号は、主要な建設改良事業として、改良工事費及び第6次拡張事業費4億31万4,000円を4億1,240万4,000円に改めるものでございます。

第3条は、収益的収入及び支出で、予算第3条を次のとおり補正するものとしたしまして、収入で、1款水道事業収益を37万5,000円増額し7億630万円とするものでございます。その内訳といたしまして、第2項営業外収益を37万5,000円増額し457万6,000円とするものでございます。

支出で、第1款水道事業費用を213万4,000円減額し6億8,313万7,000円とするもので、その内訳といたしまして、第1項営業費用を204万7,000円増額し5億4,659万円に、第2項営業外費用を418万1,000円減額し1億2,854万7,000円とするものでございます。

第4条は、資本的収入及び支出で、予算第4条本文括弧書き中「不足する額3億1,167万2,000円」を「不足する額3億2,355万2,000円」に、「当年度分消費税及び地方消費税資本

的収支調整額1,812万3,000円」を「当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額1,870万4,000円」に「当年度分損益勘定留保資金 2億2,849万2,000円」を「当年度分損益勘定留保資金 2億3,095万6,000円」に、「減債積立金6,505万7,000円」を「減債積立金7,389万2,000円」に、それぞれ改め、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正するものでございます。

収入ですが、第1款資本的収入を54万円増額し2億5,754万3,000円とするもので、その内訳といたしまして、第7項県費補助金で新たに54万円追加するものでございます。

支出でございますが、第1款資本的支出を1,242万円増額し5億8,109万5,000円とするもので、その内訳といたしまして、第1項建設改良費を1,209万円増額し4億1,700万5,000円に、第2項企業債償還金を50万円減額し1億6,325万9,000円に、第3項国庫補助金返還金を83万円増額し83万1,000円とするものでございます。

第5条は、議会の議決を経なければ流用することのできない経費として、予算第7条を次のとおり補正するものとしたしまして、職員給与費「1億657万7,000円」を「1億604万円」に改めるものでございます。

次に、予算に関する説明でございます。2ページ、3ページをお開きください。

平成20年度下田市水道事業会計予算実施計画の収益的収入及び支出でございますが、収入といたしまして、1款水道事業収益は37万5,000円増額し7億630万円とするもので、内訳といたしまして、2項営業外収益、2目他会計繰入金で、地域総合防災事業補助金37万5,000円を増額し445万5,000円とするものでございます。

支出といたしまして、1款水道事業費用は213万4,000円減額し6億8,313万7,000円とするものであります。1項営業費用は204万7,000円増額し5億4,659万円とするもので、1目原水及び浄水費から5目総係費までは、人事異動に伴う人件費の増減であります。6目減価償却費246万4,000円の増額は、決算の確定によるものでございます。

2項営業外費用は、411万1,000円減額し1億2,854万7,000円とするもので、1目支払利息及び企業債取扱諸費360万円の減額補正は繰上償還の確定によるもの、2目消費税及び地方消費税58万1,000円の減額は工事費の増額によるものでございます。

4ページ、5ページをお開きください。

資本的収入及び支出でございます。

収入といたしまして、1款資本的収入は、54万円増額し2億5,754万3,000円とするもので、内訳は7項県費補助金、1目県費補助金を54万円追加するものでございます。

支出といたしまして、1款資本的支出は、1,242万円増額し5億8,109万5,000円とするもので、1項1目改良工事費1,209万円の増額は、柿崎地区配水管改良工事、落合浄水場風呂キュレーター減速機改良工事の追加と、人件費の減によるもの。2項1目企業債償還金50万円の減額は、繰上償還、借りかえ債利率の確定によるもの、3項1目国庫補助金返還金83万円の増額は、平成19年度事業の確定によるものでございます。

6ページ、7ページをお開きください。

平成20年度下田市水道事業会計資金計画でございます。

受入資金は、6,977万7,000円増額し11億186万9,000円とするものでございます。支払資金は、1,095万4,000円増額し10億4,265万1,000円とするものでございます。この結果、資金残高は5,921万8,000円を予定しているものでございます。

8ページ、9ページは給与費明細書になっておりますので、説明を省略させていただきます。

10ページ、11ページは平成19年度下田市水道事業確定対策対照表で、さきの決算にて説明しておりますので、説明を省略させていただきます。

12、13ページをお開きください。平成20年度下田市水道事業予定貸借対照表でございます。

確定貸借対照表に補正第1号の予定額を増減したもので、12ページの末尾に記載してありますように、資産合計は62億9,216万2,000円となるものでございます。13ページ末尾に記載してございますように、負債資本合計は62億9,216万2,000円となり、さきの資産合計と一致し、貸借対照表は符合しているものでございます。

14ページをお開きください。平成20年度下田市水道事業予定損益計算書でございます。

1の営業収益6億6,831万円から2の営業費用5億3,734万2,000円を引きますと、営業利益は1億3,096万8,000円となるものでございます。

次に、3の営業外収益457万1,000円から4の営業外費用1億2,408万5,000円を差し引きますと、マイナス1億1,951万4,000円となり、この結果、経常利益は1,145万4,000円で、これに5の特別利益1,000円を加え、6の特別損失500万円と7の予備費300万円を差し引きますと、当年度純利益345万5,000円を予定しているものでございます。

以上、大変雑駁な説明ではございますが、議第67号 平成20年度下田市水道事業会計補正予算(第1号)の説明を終わらせていただきます。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

議長(増田 清君) 議第59号から議第67号までについて当局の説明は終わりました。

これより各議案ごとに質疑を行います。

まず、議第59号 平成20年度下田市一般会計補正予算（第5号）に対する質疑を許します。
9番。

9番（増田榮策君） 委託料で、この庁舎管理事業の委託料で公共施設のアスベスト分析業務委託というのがありますけれども、これはまだあれでしょうか、公共施設にはアスベストのまだ残余といたしますか、ものがあるところがあるのかどうなのか、お伺いします。これどういう調査、業務の内容をちょっと教えてください。

それからもう一つは、全国瞬時警報システムというのが防災対策で出ておりますけれども、これはあれですかね、国民保護法に基づいた一貫したものなのかどうか、この約2,000万のこの予算なんですが、900万円の起債の事業ですけれども、これはもう予算的には既に予算は交付税に算入しているのかどうなのか、その辺を教えてください。

それから、このシステム自体がどういうシステムで、これがもし完成した場合に瞬時警報システムということであれば、市民に知らせなければならないけれども、どういうシステムになるのか、その辺のところ、わかりましたらお願いします。

総務課長（糸賀秀穂君） 142事業の庁舎管理事務でございますけれども、アスベストの分析業務の関係。これは平成17年度におきまして調査をしております下田市役所とか河内の市営住宅あるいは稲生沢小学校、中公民館等々でございます。この調査につきましては、成分、クリソタイルとかアモサイト、クロシドライトという3種類の物質を対象とした調査でございました。

今回、前回の調査時点では想定していなかった、要するに日本では使用されていないと思われていた3物質が調査対象として加わったことによりまして、今回新たに調査をするものでございまして、今回調査対象となるものは前回調査をしたものを中心に9施設12検体ということで調査をいたします。

今回の対象物質というのは、これはちょっと読み上げさせていただきますけれども、アクチノライト、アンソフィライト、トレモライトという3物質が加わりました。

以上でございます。

議長（増田 清君） 番外。

市民課長（山崎智幸君） 市民課です。J - A L E R Tのことについてご報告させていただきます。

まず、今までは緊急情報衛星同報システムといいましてエミリスというのが敷根のほうに

置いてありますが、それが気象庁の地震火山部長のほうから平成20年度をもって廃止するということになります。その代替ということでございます。それで、J - A L E R Tといたしますのは、これは全国瞬時警報システムということで、これは消防庁の情報を衛星より受信し、同報無線を通じて自動で放送するというものでございます。この内容につきましては、津波注意報、津波警報、大津波警報、地震情報、それと東海地震情報、気象警報と、それと緊急火山情報、臨時火山情報と、それと先ほど議員さんが申しましたように、国民保護に関する情報も入っております。この内容ですけれども、弾道ミサイル攻撃、航空攻撃、ゲリラ・特殊部隊による攻撃、大規模テロ等が入っております。

それと、この交付税についてはございません。

簡単ですけれども、以上でございます。

議長（増田 清君） 9番。

9番（増田榮策君） このアスベスト分析業務委託というのは、アスベストに近い鉱物の有害指定だと思んですが、こういうものが新たに出てきたいということで9施設は調査対象になったということですが、可能性があるか否かということになると、まだ現在判明はしていないんですよね。正規なそれらしきものはわかっていないわけですよね。その辺がわかりましたら教えてください。

それと、この警報システムですけれども、同報無線で瞬時に受けてそれをするというんですけれども、例えば24時間の体制で行われるのが行われぬのか、もう一つは同報無線の聞こえない、聞こえにくい地域があるんですよね。せっかくのシステムが機能しても、もともとが機能しても同報無線で、例えば夜間閉めてあったり、家屋が今かなりアルミのサッシの家が多いわけですから、ほとんど聞こえないというようなところもあるかと思うんですけれども、やはり個人の、前にあれしましたね、受信システム、ああいうものの普及をさらに進める必要があるんじゃないかと思えますけれども、あれには入りますか、その辺のところをちょっと。

議長（増田 清君） 番外。

総務課長（糸賀秀穂君） 前回の調査におきまして、議員ご承知のように、中公民館でクリソタイルが検出されまして、その処置を行った経過がございます。当時は日本にはないということで想定されていなかったもので、今回追加物質として検査をするということで、これは検査をしてみなければわかりませんが、前回の検査で出たのが、中公民館で検出されたという、ほかの例えばじんかい処理場とか武ヶ浜のポンプ場、市民会館あるいは下田浄

化センター等々の10施設12検体のうち1カ所が出たということで、今回エックス線等の定量分析で行って調べるわけでございますけれども、当時想定していなかったということで、検査結果を待たないとわかりませんが、ちょっと出ないんじゃないかというふうには思っております。

以上です。

議長（増田 清君） 番外。

市民課長（山崎智幸君） このJ - A L E R Tでございますけれども、これは24時間体制で、先ほど申し上げました対応項目について自動的に同報無線から発信するというでございます。それと同報無線なんですけれども、現在140基ぐらいあるんですけれども、確かに夜間等、ドアを閉めてあればちょっと聞こえないところもあるかと思いますが、平成19年度に防災ラジオを2,000台導入いたしました。それと平成20年度で800台、合計2,800台行いましたものですから、下田市民の世帯の約4世帯に1台の割合で各家庭に配置されていると思います。これによりまして、ほとんどのところが網羅できるというふうに考えております。

また、現在も少しずつですけれども、この要望があるんですけれども、これは500台まともないと新設ができないものですから、かなりまとまれば、もう一度考慮したいと思っておりますけれども、ちょっと様子を見ている状態でございます。

以上でございます。

議長（増田 清君） ほかにございませんか。

1番。

1番（沢登英信君） 最後の権限移譲事務で旅券事務等が移譲されて41万円の歳入になるということですが、その他ここに細かには書いてありますけれども、権限移譲の交付金が84万3,000円だと。その他の主なものはどういうものであるかという点と、この41万円の旅券事務について言えば、この金額で移譲を受けた事務が十分賄えるのかどうなのかという点が2点目であります。

それから、この港湾の公的資金の償還免除の繰り上げにかかわる市債、それから水産の起債がそれぞれゼロということで、新たに小学校債も580万ですか、少なくなっているわけですが、この変更の具体的内容はということかということをお尋ねをしたいと思えます。聞き漏らしたかもしれませんので、再度お願いいたします。

それから、爪木崎の水仙園整備工事、観光施設に一定の手を加えていこうということが感じ取れるわけですが、具体的には水仙園の整備工事とはどういうことを考えられてい

るのかと。また城山公園のアジサイ補植も150万ほど予定しておりますが、見るところむしろアジサイを除伐というんでしょうか、抜く必要があっても植える場所や植えるところがないんじゃないかというような思いもあるわけです。史跡公園でもありますし、ただ植えればいいということではちょっとアジサイ公園としての整備にふさわしくないんじゃないかというような思いがいたしますので、あじさい補植工事150万というのはどういう内容の工事を進めようとしているのかということをお尋ねをしたいと思います。

それから、公立保育所の人件費について地域保育所等を含めまして人件費は増えている部分と減っている部分が極端にございますが、これはどういうわけでそういう数字になっているのか、お尋ねをしたいと思います。

とりあえず以上です。

議長（増田 清君） ここで、質問者をお願い申し上げます。

質問の途中ですが、ここで10分間休憩したいと思います、いかがでしょうか。

1番（沢登英信君） はい、結構です。

議長（増田 清君） それでは、10分間休憩いたします。

午後 3時26分休憩

午後 3時36分再開

議長（増田 清君） 休憩を閉じ会議を再開いたします。

休憩前に引き続き、議第59号の質疑を続けます。

当局の答弁を求めます。

番外。

総務課長（糸賀秀穂君） それでは、権限移譲事務交付金の関係につきまして答弁させていただきます。

予算書の13ページでございますけれども、権限移譲事務交付金として84万3,000円、それから旅券事業として41万円の追加補正でございます。これは84万3,000円のほうは、平成19年度の実績が県から交付決定がされまして319万1,000円、これは36件分でございます、当初予算で計上させていただきました234万8,000円を差し引きまして84万3,000円の補正をお願いするというものでございます。

この19年度の実績の主なものとしましては、自然公園法の手続等の関係で143万9,000円、あるいは鳥獣保護の関係で24万9,000円、それから国土利用計画に関するもので25万2,000円

と、こういったものが大きなものになっております。

それから、今回この9月から旅券事務が県内市町のほうへ権限移譲されております。この事務につきましては、今回41万円の補正をお願いしているわけですが、その内容は、まず人件費としまして実は昨年度の申請件数の実績がかなり下田市内で484件ございました。9月から3月まででございますので、7カ月分、この484件を12分の7ということで282件、これに1件当たりの人件費を乗じまして、大体25万円人件費を計上させていただいております。さらに、この端末の保守料、あるいは窓口の開設のための費用、こういったものを加えて41万円の補正をしているものでございますが、これはあくまでも概算でございます。今後、その事務の実績に応じまして、また来年度ははっきりとした金額が交付されるということでございます。

それで、この権限移譲事務がその市町の人件費の超過負担にはなっていないのかというご質問でございますけれども、これは全部が全部、丸々この交付金の中で賄い切れているということは断言はできませんけれども、一定の算定基礎に基づいて算出させていただくものでございますので、ある程度は充足しているという判断はさせていただいております。

それから、予算書の31ページでございます。

1550事業とそれから1650事業、これ人件費の関係でございますけれども、1550の公立保育所の関係の一般職給は315万円の増額、それから1650の地域保育所管理運営事業の一般職給214万減額となっておりますけれども、これは人事異動に伴う人員配置の影響がほとんどでございます。公立保育所のこの増額分の主なものは、幼稚園の教諭が稲生沢幼稚園の廃園に伴って2名保育所のほうへ配置がえされております。この関係でその分が増えているのと、それから地域保育所の関係につきましては、高齢の職員が異動したということで、当初の予算の査定段階の金額と実態が異なっているということで、こういう金額の動きになっているというものでございます。

以上です。

議長（増田 清君） 番外。

企画財政課長（土屋徳幸君） 起債のところでご説明いたしました起債の減の関係で、繰上償還の関係の影響で起債が減になったという部分で、内容はどうかということのお尋ねでございます。

まず、沢登議員にお答えする前に、まことに申しわけございませんが、先ほどJ - A L E R Tの関係で市民課長から答弁がございましたけれども、J - A L E R Tのいわゆる交付税

算入はあるのかというご質問だったものですから、現在のところはまだ事業を認めておられませんので、起債を借りていないものですから、交付税算入はないということでの意味で市民課長はないというふうにご答弁をさせていただいたと思うんですが、制度的にはこの事業が採択され、起債が先ほど言ったように1,000万の90%、900万借りられることになれば、それに対する元利償還金の50%相当が交付税算入になるということでの、そういった意味での訂正といいますか、追加の説明をあわせてさせていただきます。

続きまして、沢登議員のご質問でございますけれども、当初予算の段階では具体的に事業名ということでございますので、まず昭和61年に事業実施しました下小の用地造成、それから平成2年に実施しました稲生沢小の屋体の用地造成、それから平成3年の須崎田牛漁港の整備、それから同じく平成3年の港湾整備、この4件につきまして当初予算上ではいわゆる借りかえということでの前提で予算を計上させていただいたところでございますけれども、今回決算剰余金等の関係があって、減債にも積み立てさせていただいた財源が、そういった意味ではできたということで、その借りかえの一応予定を減債による繰上償還にさせていただいたと。

そのいただいた内容でございますが、まず下小の用地の造成、これにはそのまま借りかえではなくて丸々繰上償還にさせてもらおうと。それから須崎田牛漁港並びに港湾整備も当初借りかえを繰上償還にさせていただくということで、そういった意味では、須崎田牛漁港整備が663万2,000円でございますので、これを繰上償還するということで、水産業債が660万減になりますよと。それから港湾債の360万は、いわゆる港湾整備、平成3年の港湾整備が364万4,000円ありましたので、それも繰上償還するものですから、起債がその分減りますよと。そして、小学校債の530万については、先ほど言った下小の用地造成は538万ほどあるんですが、これも繰上償還するものですから、その分は530万減りますよと。

ただし、稲生沢小の屋体の用地造成については、これは利率の部分もございまして、勘案いたしまして民間借りかえでしましようということで、一旦、稲生沢小は高利のものをお返しして、これ3%ぐらいのものでありますけれども、お返しして民間の新たに低利なものに借りかえると、こういうことで580万ここで新たに生じるという内容でございます。

議長（増田 清君） 番外。

観光交流課長（山田吉利君） 観光課の関係でご説明いたします。

爪木崎水仙園整備事業ということで290万の工事請負費を予定させていただきました。その内容についてですけれども、まず昨年度の水仙園の前に老朽化したということで、おりて

いく途中で鳥居型のゲートがあったんですが、木製ということで20年近くたっているということで、まずそれを外してありました、危険ということで。廃棄処分にいたしました、それを新設させていただくと、入り口のゲートということで、それが1つです。

それから木さく、遊歩道に両側にスイセンの中に入らないような形にするために木さくがやってあるわけですが、その老朽化もやはり部分的にありますので、その見栄えも悪いということでその取りかえ。それから、その木さくに海風が吹いてきますとごみが海岸からとといいますか、海側から水仙園の中に入ってしまうということで、防護ネットを今張ってあります。それもところどころ破けたりとかしておりますので、そういったものを取りかえたいというような、防護ネット、防風ネットというんですかね。そういったものを取りかえたいと。今のところその3つを予定しています。

議長（増田 清君） 番外。

建設課長（井出秀成君） あじさい園の補植の内容でございますけれども、予算では一応150万という形をお願いしてあります。背の高さが80センチくらいの苗が必要であると考えています。種類によって値段が異なるんですけれども、平均すれば1本1,500円くらいの苗になると想定しています。それで100本くらいということで、あじさい祭りのときに来ているお客さん方の声を聞くと、ガクアジサイでは墨田の花火であるとか、白とかピンクっぽいようなアジサイの花です。それからマリンプルーというやつ、紫の濃い花とかが評判を受けていました。セイヨウアジサイですと皆さん言われているのは、白のアナベルであるとか、青の大きいブルーキングですか、そういった声は聞いています。

何を植えるかというのは、今ちょっと見せ方の工夫をいかにするかということで迷っているところなんですけれども、場所的にはまずは入り口のところが一つの大きなアクションになるということで、そこで少し驚かせたい、すごいなというふうなものをもう少し見せたいということで、入り口から入ってちょっと右側の部分で、それが足りていない部分があるんで、そこに1カ所、それから、上がってきましてメインの会場といいますか、広場の正面のロビーのところ、下から見ても中へ入っていてもメインのところたくさんすばらしいところがあるということで、そこがイノシシに荒らされている部分と、それからメインのところちょっと花が足りていないという意見を聞いていますので、そこに一部補植したいと。それから、海中水族館側のほうの進入口へ上がっていきまして、あちら側が少し寂しいということで、水族館のほうから上がって最初のカーブのところ、ツツジの辺も少しツツジが枯れている部分、アジサイを補植してもいいんじゃないかというふうな意見も聞いています。

それから、お茶ヶ崎の見晴台というところが非常にその見晴台がすばらしいんですけども、その手前にアジサイが張ってあるんですけども、見晴台とそれの連携とかという部分で、その辺も考えております。

大きくはこちらの正面の侵入路に一つのワンポイントが必要だと。それで、正面のメインのところワンポイントと、それから水族館側の足りていない部分の補植ということで考えております。少しどこで白を見せるのか、どこで紫を見せるのか、どこで大輪を見せるのか、どこで全体を見せるのかという、そういう見せ方の工夫を今ちょっと調整しながら、予算が通ればそういう形で意見を聞きながら補植をしていきたいと考えております。

以上でございます。

議長（増田 清君） 1番。

1番（沢登英信君） ご答弁いただいてわかりましたけれども、一つ公園のあじさい園については見せ場を工夫しているということですが、どなたがその意匠の計画をされているのかと、意匠計画をされたものがあるのかといえますのは、入り口のところというのは駐車場の入り口のところを言っているのか、あるいはあじさい園の入り口のところを言っているのか、上のほうの。メインの広場というのは具体的にはどこのところを言っているのか、それらをとっても、やはりいっぱいむしろ込んでいて、抜かなきゃならないという状態だと思うんです。マリンプルーとか墨田の花火というような種類を植えたいということのようですけども、それらのものが現実に合っているのかどうなのか、むしろその海中水族館のほうからオチャガサキ、公園のすべてのサイトのところにアジサイを植えていくというのが果たしているのか。状態からいくとやっぱり見せ場をきっちり決めて、そこに手をかけていくと、全園すべてをアジサイで埋め尽くすというようなことの発想は、僕はむしろやめたほうがいいんじゃないかと、公園らしさをどんどん奪ってしまうと。

長い間手をつけてきていませんので、公園にしかないという植物もあるわけですね。それらは教育委員会で1冊の本やパンフレットにしているわけですから、そういうものや遺跡にまで被害を与えるような形で全城山公園の中にアジサイを植えればよいというような、この発想でやられることというのは大変危険だと、あじさい園そのものを壊してしまう、一番最初の駐車場のところ、あるいは等々を含めて、ぜひともこの公園を管理してきた担当者等と十分話をして、素人発想で種類さえ多く、どこにでもあればいいんだと、こういうことではいけないと思うわけです。

ただこの中で、大変公園が暗くなっているの、シイ等の間伐や伐採をするというような

内容も出ていますので、そういう点についてはぜひとも必要かと思えますけれども、単純に補植をしていくというのは、やはり今までの計画に照らして僕は不相当だというぐあいに思っていますので、十分ご検討いただきたいと。

それから次に、公立保育所と地域保育所の人件費が非常に違って、幼稚園の先生等とあったからだという事ではありますが、やはり職員の配置は年齢構成を含めてきちり、何ていうんでしょうか、働きやすいような年齢構成を含めた配置をすべきではないかと、それが異動によって金額的にも大きくここへ出てきているんじゃないかと、そんな思いがしますので、そういう点も注意をいただきたいと思えます。

それから、南豆衛生プラントの200万近くでしたか、増額予算が出ていたかと思うんですが、これがどういう内容で負担金のほうが増えたのかと。それから焼却炉の修繕費が1,000万ほど出ておりますが、焼却炉については毎年出てくるわけですけれども、今いろんな意味での大きな工事をしているときに、改めてさらにこの1,000万の追加の修繕費とは何かと、どういう理由によって必要なのかということをお尋ねしたいと思えます。

議長（増田 清君） 番外。

建設課長（井出秀成君） あじさい園の補植につきましては、私一人の考えで行っているわけでは当然ございませんで、やはり主として公園担当の意見を聞きながら行っております。これからも私自身も下田公園全体をあじさい園にするという意識は全くございませんので、その今ある自然と色々な史跡の部分を含めて考えておりますので、これからも十分検討しながら進めていきたいと思えます。

議長（増田 清君） 番外。

学校教育課長（名高義彦君） 沢登議員から今ご指摘いただきました保育所職員の配置の件でございますが、これにつきましては各園に1人の園長さん、そしてあと主任保育さん、そういう方がいらっしゃるわけでございますが、そういう方々を各園に適切に配置し、そしてその下に若い保育士さんがつくというような形で、人事異動につきましては考慮させていただいているところがございます。今後ご指摘のように、より以上の働きやすい職場づくり、そして子供にとっていい園づくりをこれからもしていきたいというふうに考えております。

以上です。

議長（増田 清君） 番外。

環境対策課長（藤井睦郎君） 環境対策課の関係、まずは南豆衛生プラントの208万4,000円の負担金の増でございます。これにつきましては、プラントの炭化炉の燃料として使ってい

ますA重油の単価の高騰によりまして400万ほど議決をいただきました。それとあと、炭化品の分の中で肥料登録ということを目指しておりますので、その可能な段階になるということも想定して予算をいただいて、これが45万でございます。

あと、人件費の関係で110万くらい減になっておりまして、トータルしまして332万ということで、そのうち下田市の負担といたしまして10%、残りの80%の66.42%を掛けた分が208万4,000円となっているものでございます。

それから、修繕費のことでございますが、この修繕におきましては今焼却炉を中心に改良工事をしているわけでございますが、それ以外の施設の部分につきまして、今片炉で運転をしております、建設から27年という、人間でいえば70歳、80歳というそういう大変高齢になっている施設でございます、これを片炉ずつ24時間の運転で休みなく焼却をいたしまして、その改造する以外のところのひずみといいますか、大分壊れてくる状況がありまして、そういう部分の中でガス冷の耐火物、中のキャスターといいますけれども、モルタルのようなものでございますが、それがはげ落ちて直さなきゃならないのが200万とか、また集じん機もバグヒーターを交換する予定もしておりますが、それを覆う外枠の鋼板が内側が熱によって穴が数カ所あいたりしまして、そういう補修をしなければならぬ、これが450万とかありまして、また、炉の耐火物が落ちたとか150万とか、まだそういうもろもろ合わせますと1,000万の緊急にやらせていただきました。これは今当初の予算の中でさせていただきまして、そして当初から予定しております修繕のものが、この緊急にやった額をいただかないとできない状態がありまして、補正に上げさせていただいているところでございます。

会議時間の延長

議長（増田 清君） 時間を延長します。

環境対策課長（藤井睦郎君） ということで、補正の計上をさせていただいているところでございます。

議長（増田 清君） 1番。

1番（沢登英信君） 今の焼却炉のご答弁で緊急に要するものについては既に実施をして、そのふだんかかる修繕がどうしても1,000万くらいあるんだと、だから予算措置をしたいと、こういうご答弁をいただいたわけですが、このふだんかかる1,000万の修理というのは主にどういうものが想定されるか、ご答弁いただきたいと思います。

議長（増田 清君） 番外。

環境対策課長（藤井睦郎君） ちょっと説明がまずかったようでございますが、ふだんというか、当初いただいている予算というのが2,174万でございます。この修繕がまだということで、例えば飛灰処理の補修が850万、そして集じん機の点検修繕、これが430万、またガス冷のコンベア52万とか、円筒のダクトが410万とかいう、こういう内容が、また外の重油タンクの壁の工事とか、それに280万とか、こういうものをやらなきゃいけない状況がありまして、その足りない分を補正させていただいているところでございます。

議長（増田 清君） ほかにございませんか。

質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（増田 清君） これをもって質疑を終わります。

ただいま議題となっております議第59号議案は、それぞれ所管の常任委員会に付託いたします。

なお、人件費については総務文教委員会に付託いたします。

次に、議第60号 平成20年度下田市稲梓財産区特別会計補正予算（第1号）に対する質疑を許します。

〔発言する者なし〕

議長（増田 清君） 質疑はないものと認めます。

ただいま議題となっております議第60号議案は、総務文教委員会に付託いたします。

次に、議第61号 平成20年度下田市下田駅前広場整備事業特別会計補正予算（第1号）に対する質疑を許します。

〔発言する者なし〕

議長（増田 清君） 質疑はないものと認めます。

ただいま議題となっております議第61号議案は、産業厚生委員会に付託いたします。

次に、議第62号 平成20年度下田市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）に対する質疑を許します。

〔発言する者なし〕

議長（増田 清君） 質疑はないものと認めます。

ただいま議題となっております議第62号議案は、産業厚生委員会に付託いたします。

なお、人件費については、総務文教委員会に付託いたします。

次に、議第63号 平成20年度下田市老人保健特別会計補正予算（第2号）に対する質疑を許します。

3番。

3番（伊藤英雄君） 一般会計に3,820万9,000円の繰り出しが行われているんですけども、このルールというんですかね、どういうルールでこれ一般会計へ繰り出されたのか。

議長（増田 清君） 番外。

健康増進課課長補佐（大野信夫君） 医療費等の12分の1を市からの繰り入れということでやっておりますもので、その19年度分の精算です。これを一般会計のほうへ繰り入れるものでございます。

以上です。

議長（増田 清君） ほかに質疑ありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（増田 清君） これをもって質疑を終わります。

ただいま議題となっております議第63号議案は、産業厚生委員会に付託いたします。

次に、議第64号 平成20年度下田市介護保険特別会計補正予算（第1号）に対する質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（増田 清君） 質疑はないものと認めます。

ただいま議題となっております議第64号議案は、産業厚生委員会に付託いたします。

なお、人件費については、総務文教委員会に付託いたします。

次に、議第65号 平成20年度下田市集落排水事業特別会計補正予算（第1号）に対する質疑を許します。

〔発言する者なし〕

議長（増田 清君） 質疑はないものと認めます。

ただいま議題となっております議第65号議案は、産業厚生委員会に付託いたします。

次に、議第66号 平成20年度下田市下水道事業特別会計補正予算（第2号）に対する質疑を許します。

〔発言する者なし〕

議長（増田 清君） 質疑はないものと認めます。

ただいま議題となっております議第66号議案は、産業厚生委員会に付託いたします。

なお、人件費については、総務文教委員会に付託いたします。

次に、議第67号 平成20年度下田市水道事業会計補正予算（第1号）に対する質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（増田 清君） 質疑はないものと認めます。

ただいま議題となっております議第67号議案は、産業厚生委員会に付託いたします。

なお、人件費については、総務文教委員会に付託いたします。

議長（増田 清君） 以上で本日の日程は全部終了いたしました。

これをもって散会します。

明日18日から26日まで決算審査特別委員会の審査を、29日及び30日に各常任委員会の審査をお願いし、10月1日本会議を午前10時より開催いたしますので、ご参集のほどお願い申し上げます。

なお、20日、21、23、27、28日は休会といたします。

ご苦労さまでした。

この後、各派代表者会議を開催いたしますので、代表者の方は議会応接室にお集まりください。

ご苦労さまでした。

午後 4時 5分散会